昭26.10.25.

官報

主要目次

政　令
○小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件の一部を改正する政令　五一七
府　令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　五一七
告　示
○高知県知事の選挙に関し候補者が覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定　五一七
○NMD―一〇八型無線方位測定機の型式変更承認　五一七
○無線局免許　五一八
○連合国財産の返還等に関する政令の規定により電気通信大臣に対し通知した事項　五二
○第四回赤佐信用組合割増金附福運定期貯金の細目等　五二
○湘南工業短期大学廃止　五二
○第一版国民医薬品集追補3指定　五二
○北海道管内の国道修繕工事指定　五三
○公共事業費より支弁する市道及び町村道の費用の支弁期間指定　五三
○国道改築工事指定　五三
○砂防設備を要する土地指定（佐賀県）　五三
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（宮崎県）　五三
訓　令
○労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程の一部改正　五三五
官庁事項
○帝国石油争議調停に関する公表　五三七

政　令

小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十月二十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百四十号

小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件の一部を改正する政令

内閣は、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に基き、この政令を制定する。

小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件（昭和八年勅令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

「信用金庫
信用金庫連合会
信用協同組合
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七十七條第一項第一号及第二号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」

「信用組合
市街地信用組合」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七十七條第一項第一号及第二号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改め、「信用組合連合会」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務総裁　大橋　武夫
大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

府　令

◉法務府令第百五十五号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十五日

法務総裁　大橋　武夫

別表福井地方法務局の部大野支局の款同支局の項中「下庄村」を「下庄町」に改める。

附　則

この府令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

告　示

◉総理府告示第三百六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第一項の規定により行う高知県知事の選挙に関し、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第一号）第八條第一項の規定により、候補者が覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日を、次のように指定する。

昭和二十六年十月二十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

昭和二十六年十月二十九日から
昭和二十六年十一月七日まで

◉電波監理委員会告示第千七百八十六号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD―一〇八型無線方位測定機（昭和二十六年四月四日検定番号第一五五一号）の型式の変更を次の通り承認した。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一	変更承認の年月日	昭和二十六年十月十一日
二	承認番号	第一五五一―一号
三	申請者の名称	日本無線株式会社
四	機器の名称及び型式	NMD―一〇八A型無線方位測定機
五	機器製造者の名称	日本無線株式会社
六	検定周波数範囲	二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第千七百八十七号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD―一〇八型無線方位測定機（昭和二十六年四月四日検定番号第一五五一号）の型式の変更を次の通り承認した。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一	変更承認の年月日	昭和二十六年十月十一日
二	承認番号	第一五五一―二号
三	申請者の名称	日本無線株式会社
四	機器の名称及び型式	NMD―一〇八N型無線方位測定機
五	機器製造者の名称	日本無線株式会社
六	検定周波数範囲	二八五kcより五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第千七百八十八号

無線機器型式検定規則第八條の規定により、NMD―一〇八型無線方位測定機（昭和二十六年四月四日検定番号第一五五一号）の型式の変更を次の通り承認した。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一	変更承認の年月日	昭和二十六年十月十一日
二	承認番号	第一五五一―三号
三	申請者の名称	日本無線株式会社
四	機器の名称及び型式	NMD―一〇八AN型無線方位測定機
五	機器製造者の名称	日本無線株式会社
六	検定周波数範囲	二八五kcより五三五kcまで

毎日文庫
明治二十七年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭26.10.25. 第7440号

◉電波監理委員会告示第千七百八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年五月二十一日　第八一〇二号
二　免許人の名称　北海道
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　北海道開発に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁業用海岸局及び船舶局
六　通信事項　航行の安全に関する通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年五月二十日
八　設置場所　第二十八大鳥丸（主たる停泊港　網走）
九　呼出名称　だいにじゆうはちおおとりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
A三（二、六五〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段陽極変調　三〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千七百九十号

海上保安庁所属いそなみ無線局にレーダーの設備を、昭和二十六年四月二十八日増設した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年四月十六日　第一三四〇号
二　承認をうけた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年四月十五日
八　設置場所　いそなみ（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号及び呼出名称　JFDF　いそなみ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	水晶発振	A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇〇W
	四二五kc	四五〇kc		
	四六八kc	五〇〇kc		
A一、A二、A三	二、〇六〇kc	二、一〇〇kc		
	二、一六〇kc	二、二〇〇kc		
	二、六〇〇kc	二、六五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三一〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千七百九十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十三日　第五一五五号
二　免許人の氏名　山本幾男
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　深浦漁業用海岸局、愛媛県漁業協同組合連合会員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十二日
八　設置場所　太洋丸（主たる停泊港　深浦）
九　呼出名称　やまもとたいようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

A三	二、四五〇kc	二、五〇〇kc	水晶発振	終段陽極変調　一〇W
	二、六五〇kc	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千七百九十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十日　第七四七一号
二　免許人の氏名　諸方房吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月十九日
八　設置場所　海福丸（主たる停泊港　四つ倉）
九　呼出名称　をがたかいふくまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、一〇kc	二、一五〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　三五W
	二、四五〇kc	二、五五〇kc		
	二、七八五kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千七百九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三八二号
二　免許人の名称　大洋興業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第十四小野丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JRGE

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置　A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	主発振　A二	終段陽極（リップル）変調　一〇〇W
	四二五kc	四五〇kc		
	四六八kc	五〇〇kc		
補助装置　A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	主発振　A二	終段陽極（リップル）変調　五〇W
	四二五kc	四五〇kc		
	四六八kc	五〇〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　八時間

◉電波監理委員会告示第千七百九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十七日　第一五五二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年八月二十六日
八　設置場所　くずりゆう（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号及び呼出名称　JRRH　じゆんしせんくずりゆう
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	第一、第二装置水晶発振	第一装置　終段抑制格子変調　A一、A二　一二五W
	四二五kc	四五〇kc		第二装置　終段抑制格子変調　A一、A二、A三　但し、一、五八〇kc、一、六一〇kcは五〇W
	四六八kc	五〇〇kc		
A一	二、一〇kc	二、一五〇kc		
	二、四五〇kc	二、五五〇kc		
	二、七八五kc			
A三	二、一〇kc	二、一五〇kc		
	二、四五〇kc	二、五五〇kc		
	二、七八五kc			

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千七百九十五号

しまちどり無線局の周波数は、昭和二十六年七月二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五一二三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、海上保安庁所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　電報の送受に関する通信、海上保安業務に関する事項、船舶の航行に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　しまちどり（主たる停泊港　宿毛）
九　呼出符号及び呼出名称　JJJW　しまちどり
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一	二、〇八六kc	二、一〇〇kc	水晶発振	A二　リップル変調　A一、A二　一二五W
	二、二九五kc	二、三五〇kc		A三　終段抑制格子変調　三〇W
	二、五〇〇kc	二、五五〇kc		
	二、七八五kc			
A一、A二	三七五kc	四〇〇kc		
	四二五kc	四五〇kc		
	四六八kc	五〇〇kc		
A一、A二、A三	二、〇六〇kc	二、一〇〇kc		
	二、一六〇kc	二、二〇〇kc		
	二、六〇〇kc	二、六五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千七百九十六号

祝丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年八月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六五五六号
二　免許人の名称　鶴丸汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　航行の安全及び物資の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　祝丸（主たる停泊港　若松）
九　呼出符号　JPOE
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	主発振	リップル変調　五〇W
	四二五kc	四五〇kc		
	四六八kc	五〇〇kc		

十一　空中線の型式及び構造　T型、逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百九十七号**

第十二次黒丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月二十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四五六号
二　免許人の名称　報国水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三崎漁業用海岸局及び漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十二次黒丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JIVC　だいじうにだいこくまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五	四〇〇	四二五	四六八	kc
	第一装置	中波主発振	A二	変調終段抑制	リップル
A一、A二、A三	五、一〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	九、〇五〇	kc
	第二装置	短波水晶発振	A三	格子変調	A一、A二
A一	三、七〇〇	五、二〇〇	九、五二〇	一〇〇	kc
	第二装置	水晶発振	A二	終段陽極変調	一三〇〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百九十八号**

栗栄丸無線局の発振方式及び周波数は、昭和二十六年五月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四八一号
二　免許人の名称　日東商船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日東商船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　栗栄丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JLUW

A一、A二	三七五	四〇〇	四二五	四六八	kc
	第一装置	中波主発振	A二	変調終段抑制	リップル
A一、A二、A三	五、一〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	九、〇五〇	kc
	第二装置	短波水晶発振	A三	格子変調	A一、A二
A一	三、七〇〇	五、二〇〇	九、五二〇	一〇〇	kc
	第二装置	水晶発振	A二	終段陽極変調	一三〇〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百九十八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇一一号
二　免許人の氏名　横田秀太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三惠潮丸(主たる停泊港　牟岐)
九　呼出符号及び呼出名称　JFPH　だいさんけいちょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一	三七五	四二五	五〇〇	五七〇	kc
	第一装置	主発振	A二	水晶発振	A三
A一、A二、A三	五、八〇〇	九〇五	六二〇	九五五	kc
	第二装置	水晶発振	A二	終段抑制格子変調	A三

A一、A二	三七五	四二五	五〇〇	五七〇	kc
	第一装置	主発振	A二	水晶発振	A三
A一、A二、A三	五、八〇〇	九〇五	六二〇	九五五	kc
	第二装置	水晶発振	A二	終段抑制格子変調	A三

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百九十九号**

第一成昌丸無線局の呼出名称は、昭和二十六年八月十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇二〇号
二　免許人の氏名　角谷駒春
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　明正丸(主たる停泊港　室戸岬)
九　呼出名称　かどたにめいしょう
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五	四〇〇	四二五	四六八	kc
	主装置	水晶発振	A二	リップル変調	二五〇W
A一	三七五	四〇〇	四二五	四六八	kc
	補助装置	主発振	A二	リップル変調	五〇W

（但し、五、四二〇kcは二〇〇W）

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

昭26.10.25. 第7440号

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一五、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	五
四等	二五〇	五
五等	五、〇〇〇	五
六等	二〇	四四、四四五
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百四十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福岡相互銀行第一回特賞ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福岡相互銀行第一回特賞ほがらか定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同年十二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定め、ほがらか二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	七
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	二〇〇	一〇〇
五等	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇
六等	三〇	九四、八六〇
ほがらか二重賞（第二回ほがらか定期預金証書一枚）	一、〇〇〇	五
計		一〇〇、〇〇五

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月二十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年十二月二十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、徳島相互銀行第三回えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　徳島相互銀行第三回えびす定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、幸運賞及び特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等	五、〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	五
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	四〇	二、〇〇〇
五等	二〇	一、九二四
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年十二月五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第五回茨城みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　講和記念第五回茨城みのり定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各七百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
講和記念賞	一〇〇、〇〇〇円	三本
前後賞	五、〇〇〇	六
特等	五〇、〇〇〇	四
一等	三、〇〇〇	六九六
二等	五〇〇	一、四〇〇
三等	三〇〇	七、〇〇〇
四等	一〇〇	二一、〇〇〇
五等	四八	六六九、八九一
計		七〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、町野町農協講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　町野町農協講和記念定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	五
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	二〇〇	二〇
四等	一〇〇	四〇
五等	四〇	二、〇〇〇
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年十二月五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福岡相互銀行第一回特賞ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福岡相互銀行第一回特賞ほがらか定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同年十二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定め、ほがらか二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	三
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	二〇〇	一〇〇
五等	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇
六等	三〇	九四、八六〇
ほがらか二重賞（第二回ほがらか定期預金証書一枚）	一、〇〇〇	五
計		一〇〇、〇〇五

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月二十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年十二月二十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、徳島相互銀行第三回えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　徳島相互銀行第三回えびす定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、幸運賞及び特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等	五、〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	五
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	四〇	二、〇〇〇
五等	二〇	一、九二四
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年十二月五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第五回茨城みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　講和記念第五回茨城みのり定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各七百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
講和記念賞	一〇〇、〇〇〇円	三本
前後賞	五、〇〇〇	六
特等	五〇、〇〇〇	四
一等	三、〇〇〇	六九六
二等	五〇〇	一、四〇〇
三等	三〇〇	七、〇〇〇
四等	一〇〇	二一、〇〇〇
五等	四八	六六九、八九一
計		七〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第五回茨城みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　講和記念第五回茨城みのり定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各七百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
講和記念賞	一〇〇、〇〇〇円	三本
前後賞	五、〇〇〇	六
特等	五〇、〇〇〇	四
一等	三、〇〇〇	六九六
二等	五〇〇	一、四〇〇
三等	三〇〇	七、〇〇〇
四等	一〇〇	二一、〇〇〇
五等	四八	六六九、八九一
計		七〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百五十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十二年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第五回茨城みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　講和記念第五回茨城みのり定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各七百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
講和記念賞	一〇〇、〇〇〇円	三本
前後賞	五、〇〇〇	六
特等	五〇、〇〇〇	四
一等	三、〇〇〇	六九六
二等	五〇〇	一、四〇〇
三等	三〇〇	七、〇〇〇
四等	一〇〇	二一、〇〇〇
五等	四八	六六九、八九一
計		七〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**建設省告示第九百三十八号**

北海道道路令（大正八年勅令第四百七十三号）第七條の規定により公共事業費より支弁する市道及び町村道の費用の支弁期間を左の通り定める。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

一　新設、改築及び修繕

道路種別	路線名	箇所名	費用支弁の期間
町村道	川端紅葉山線	夕張郡由仁町字川端	自昭和二十六年七月一日至昭和二十七年三月三十一日
〃	清水沢大夕張線	夕張市南大夕張、大夕張	〃
〃	福島岩部線	松浦郡福島町	〃
〃	吉岡大沢線	〃大沢村、吉岡村	〃
〃	太櫓久遠線	〃太櫓郡太櫓村	〃
〃	落部厚沢部線	茅部郡落部村、檜山郡厚沢部村	〃
〃	厚賀荷負線	沙流郡門別村〃平取村	〃
〃	静内奥高見線	静内郡静内町	〃
〃	徳舜瞥支笏湖線	有珠郡大滝村、千歳郡千歳町	〃
〃	美深板谷線	中川郡中川村	〃
〃	武華屈曲線	上川郡上川村	〃
〃	雄信内振老線	天塩郡天塩町	〃
〃	稚内猿拂線	稚内市沼川、宗谷郡猿拂村	〃
〃	豊富浅茅野線	天塩郡豊富村	〃
〃	昆布森尾幌線	釧路郡昆布森村	〃
〃	白糠本別線	厚岸郡厚岸町、白糠郡白糠村	〃
〃	羅臼知円別線	目梨郡羅臼村	〃
〃	広島三川線	札幌郡広島村、夕張郡由仁町	〃
〃	浅野炭山線	雨龍郡沼田町	〃
〃	赤平芦別線	空知郡芦別町	〃
〃	石切山支笏湖線	札幌郡豊平町	〃
〃	豊浦真狩線	虻田郡豊浦町	〃
〃	穂別占冠線	勇拂郡穂別村	〃
〃	牛朱別川沿岸線	上川郡当麻村	〃
〃	歌登咲来線	枝幸郡歌登村	〃
〃	大谷地線	中川郡常盤村	〃
〃	三番川沿線	札幌市白石町	〃
〃	元野幌線	石狩郡当別町	〃
〃	東六線	札幌郡江別町	〃
〃	下蟠渓豊岡線	夕張郡長沼村	〃
〃	月形札比内線	空知郡芦別町	〃
〃	篠津原野中央線	樺戸郡月形村	〃
〃	赤川開拓線	空知郡北村	〃
〃	御園開拓支線	夕張郡栗山町	〃
〃	旭丸山線	空知郡芦別町	〃
〃	〃	〃倶知安町	〃
〃	〃	岩内郡小沢村	〃
〃	〃	余市郡大江村	〃
〃	〃	小樽市稲穂町、入舟町	〃
〃	〃	〃張碓町	〃
〃	〃	〃朝里町	〃
〃	〃	札幌市北三条西二十七丁目	〃
〃	〃	〃北一条	〃
〃	〃	札幌郡江別町	〃
〃	〃	旭川市四条通	〃
〃	〃	室蘭市御崎町東二十八	〃
〃	〃	幌別郡幌別村	〃
〃	〃	夕張郡由仁町	〃
〃	〃	岩見沢市栗山町七条通	〃
〃	〃	〃五条通	〃

注　第一版国民医薬品集追補3を必要とする者は、厚生省又は都道府県に申し出ること。

◉**建設省告示第九百三十七号**

道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二條第一項の規定により本大臣において施行する北海道管内の国道修繕工事は次のとおりである。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

国道路線名	工事施行区間	工事開始期日
四	北海道函館市末広町亀田町間一日	昭和二十六年七月

◉**厚生省告示第二百二十六号**

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十條の規定により第二版国民医薬品集追補3を別冊のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

厚生大臣　橋本　龍伍

（別冊）（省略）

◉**厚生省告示第二百二十七号**

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十條の規定により第二版国民医薬品集追補3を別冊のように定める。

昭和二十六年十月二十五日

厚生大臣　橋本　龍伍

（別冊）（省略）

◉**文部省告示第五十六号**

神奈川県横浜市戸塚区矢部町越ノ下に設置されていた湘南工業短期大学は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）附則第三項に規定する手続を行わなかつたため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二條により、同校の設置は認められないこととなつたので、昭和二十六年三月十四日限り廃止になつた。

昭和二十六年十月二十五日

文部大臣　天野　貞祐

昭26.10.25. 第7440号

〃	〃	トーマル殖民地線	古宇郡神恵内村	〃
〃	〃	共線	岩内郡小沢村	〃
〃	〃	共線通線	〃前田村	〃
〃	〃	西老古美線	磯谷郡南尻別村	〃
〃	〃	旭台日の出線	〃	〃
〃	〃	又右ェ門沢線	岩内郡前田村	〃
〃	〃	湯別中ノ川線	歌棄郡熱郛村	〃
〃	〃	西熱郛新道線	檜山郡厚沢部村	〃
〃	〃	小鍋潜水線	久遠郡貝取澗村	〃
〃	〃	宮野ヌタヌプ線	檜山郡厚沢部村	〃
〃	〃	城の岱鷲の巣線	山越郡長万部町	〃
〃	〃	幌内原野線	瀬棚郡東瀬棚村	〃
〃	〃	丹羽山形線	虻田郡豊浦町	〃
〃	〃	大岸上昆布線	夕張郡由仁町	〃
〃	〃	追分川端線	新冠郡新冠村	〃
〃	〃	リビラ沢線	〃	〃
〃	〃	太陽滑若線	浦河郡浦河町	〃
〃	〃	西舎岡田線	上川郡神居村	〃
〃	〃	神居共栄線	〃美瑛町	〃
〃	〃	花見岡美沢線	〃	〃
〃	〃	美沢置杵白線	〃愛別村	〃
〃	〃	愛別朝日線	〃下川村	〃
〃	〃	下川サンル線	〃朝日村	〃
〃	〃	朝日ペンケ右ノ沢線	〃和寒村	〃
〃	〃	和寒東丘線	〃	〃
〃	〃	和寒剣淵線	天塩郡幌延村	〃
〃	〃	間寒別線	〃	〃
〃	〃	下沼音類線	〃天塩町	〃
〃	〃	雄信内円山線	枝幸郡枝幸町	〃
〃	〃	音標原野線	天塩郡豊富村	〃
〃	〃	豊徳原野線	枝幸郡頓別村	〃
〃	〃	頓別原野線	宗谷郡猿拂村	〃
〃	〃	鬼士別原野線	〃	〃
〃	〃	アシノ猿拂線	枝幸郡歌登村	〃
〃	〃	歌登ポールンベツ線	紋別郡雄武町	〃
〃	〃	音稲府原野線	網走郡津別町	〃
〃	〃	沢木開拓線	斜里郡東藻琴村	〃
〃	〃	秋田団体開拓線	〃斜里町	〃
〃	〃	新富開拓線	中川郡西足寄村	〃
〃	〃	岩宇別開拓線	〃	〃
〃	〃	中央横断線	〃幕別町	〃
〃	〃	中央幹線	河西郡更別村	〃
〃	〃	止若原野幹線	河東郡音更村	〃
〃	〃	勢雄幹線第一号		
〃	〃	中音更原野線		

二 維持

種別	路線名	起点	終点	道路延長	費用支弁の期間
町村道	壮瞥停車場線	自有珠郡壮瞥村字滝ノ町地方費道	至〃二八七番地ノ二	米 三五七	自昭和二十六年七月一日 至昭和二十七年三月三十一日
〃	桑ノ沢本線	自上川郡下川村ペンケ	至〃	一、一九一	〃
〃	弁財泊幌泊線	自礼文郡船泊村字弁財泊	至〃幌泊	一、二六九	〃
〃	更岸中央線	自天塩郡天塩町北更岸	至〃中央更岸	二、八〇	〃
〃	武華原野厚和富士見線	自常呂郡留辺蘂町大和	至〃富士見	五、〇三〇	〃
中音更東五号線		自河東郡音更村字中音更東七号然別	至〃東五号北七線	六、九七	〃
〃	豊頃下豊頃線	自中川郡豊頃村字豊頃	至〃東三号	四、七四五	〃
〃	太田間静線	自厚岸郡太田村三号	至〃間静	三、〇三一	〃
〃	第四号線	自新冠郡新冠村字去童村字オシヤマ	至〃	三、二〇〇	自昭和二十六年七月一日 至昭和二十八年三月三十一日
〃	サラキシ中央線	自天塩郡天塩町更岸	至〃	一、三七	〃
〃	千拓西線	自〃町村道更岸中央線	至〃地方費道札幌稚内線	一、三七一	〃
〃	武華原野厚和富士見間線	自常呂郡留辺蘂町厚和五四番地	至〃富士見七〇番地	八、八六六	〃
〃	豊似原野線	自根室郡和田村字東和田	至〃和田村根室町界	五、六五四	〃
〃	サシルイ知丹別線	自目梨郡羅臼村字サシルイ	至〃知内別	五、四〇六	〃
〃	花咲停車場線	自根室郡根室町月ヶ岡六六四番地	至〃字花咲二四九番地	一、〇二九	〃
〃	春別原野線	自野付郡別海村大字平糸町村字春別	至〃字中春別	一四、六〇〇	〃
〃	烈々布街道線	自〃札幌村字元村七五〇番地	至〃五二三番地	二、一一	自昭和二十六年七月一日 至昭和二十九年三月三十一日

〃	〃	第四号線	自新冠郡新冠村大字去黄村字オシヤマ	至〃	三、五三三	〃
〃	〃	新厳舎線	自上川郡当麻村四條道路五丁目一二五九番地	至〃軍用地界一七二〇ノ二八番地	二、九九九	〃
〃	〃	美馬牛線	自〃美瑛町美馬牛市街地	至〃陸軍用地界	一、四五三	〃
〃	〃	更岸中央線	自天塩郡天塩町更岸	至〃	一、一九二	〃
〃	〃	沼川樺岡線	自宗谷郡稚内市上声間原野東三線二九号	至〃二三号	二、四六一	〃
町村道	フサンル坂ノ下線	自〃坂ノ下国有林	至〃坂ノ下	一、四〇五	〃
〃	武華原野線	自常呂郡留辺蘂町字原和四一七番地	至〃字富士見七〇	三、一八〇	〃
〃	下歴舟原野線	自広尾郡大樹村歴舟基線七号	至〃字アクボシマ	四、七八八	〃
〃	元根法華恵山線	自亀田郡根法華村字元根法華一九	至〃一	六〇八	自昭和二十六年七月一日 至昭和三十年三月三十一日
市道	声間樺岡線	自稚内市字声間	至〃樺岡	九、六九四	〃
町村道	幕別線	自石狩郡石狩町字志美	至〃	一、四〇〇	自昭和二十六年七月一日 至昭和三十二年三月三十一日
〃	秩父別原野線	自雨龍郡秩父別村字二丁目	至〃字五丁目	一、六五〇	〃
〃	第三シノナイ線	自岩内郡前田村字幌似	至〃字シノナイ	一、九八〇	〃
〃	宿内線	自〃字東老古美	至〃	七〇〇	〃
〃	小南部線	自磯谷郡南尻別字小南部	至〃	四二	〃
〃	立川線	自〃字立川	至〃	三九四	〃
〃	尾白内第二幹線	自茅部郡森町字尾白内	至〃	四八〇	〃
〃	本桐美野和線	自三石郡三石村字本桐	至〃字美野和	二、一三	〃
〃	大狩部線	自新冠郡新冠村字大狩部	至〃	六七五	〃
〃	十線幹線	自上川郡剣淵村十線十一号	至〃十線十三号	八四	〃
〃	幌糠線	自留萌市字幌糠	至〃	八〇	〃
市道	桜庭沢線	自〃字桜庭沢	至〃	二、五八〇	〃
〃	峠下線	自〃字峠下	至〃	三〇〇	〃
町村道	沖内線	自留萌郡小平藥村字沖内	至〃	一、六六	〃
〃	共成線	自苫前郡初山別村字共成	至〃	一、六〇五	〃
〃	風連別原野南三線	自〃字風連別原野	至〃	一、七一〇	〃
〃	小平藥原野線	自〃小平藥村字沖内	至〃	一、三七一	〃
〃	毛登別線	自枝幸郡歌登村毛登別原野	至〃	一、九一三	〃
〃	栄森線	自網走郡美幌町字栄森	至〃	三、五〇〇	〃
〃	富士線	自針里郡斜里町字富士	至〃	三、〇〇〇	〃
〃	知来幹線	自常呂郡佐呂間村字知来	至〃	三、九〇	〃
〃	上社名淵線	自紋別郡遠軽町字上社名淵	至〃	四、〇〇〇	〃
〃	秋田線	自常呂郡置戸村字秋田	至〃	四、〇〇〇	〃
〃	磯分内オソベツ線	自川上郡標茶村磯分内	至〃	三、二五四	〃
〃	茶内原野幹線	自厚岸郡浜中村南四号西十八線	至〃別海村界	三、一〇〇	〃
〃	美留和原野五十四線	自川上郡弟子屈村字札友内	至〃	一、八〇〇	〃
〃	阿歴内原野支線	自〃標茶村字阿歴内	至〃	四、八〇九	〃
〃	遠矢原野支線	自釧路郡釧路村遠矢原野	至〃	二、四九七	〃
〃	塩沢川沿線	自白糠郡白糠村和天別原野	至〃	一、九五〇	〃
〃	和天別原野支線	自〃	至〃	四、九六三	〃
〃	和天別川沿線	自野付郡別海村基線三十七線	至〃平糸原野	五、四五八	〃
〃	平糸原野幹線	自札幌郡広島村字広島	至〃字中ノ沢	二、五二四	〃
〃	中ノ沢輪厚線	自石狩郡当別町字当別	至〃字東裏	九四三	〃
〃	当別新篠津線	自千歳郡恵庭村字下島松	至〃	五、五二四	〃
〃	西五線	自岩内郡前田村字幌似	至〃字宿内	一、六〇〇	〃
〃	恭線	自沙流郡平取村字荷負	至〃字芽生	八、五二六	〃
〃	貫気別原野線	自増毛郡増毛町字信砂御料	至〃	二、六〇〇	〃
〃	信砂原野線	自天塩郡豊富村字兜沼市街	至〃河沙流	一、六〇〇	〃
〃	阿沙流線	自留萌市字中幌糠	至〃	一、五五〇	〃
市道	樽真布線	自〃字峠下	至〃	二、九二三	〃
〃	ポンルルモツペ沢線	自〃字中幌糠	至〃	三、五三〇	〃
〃	中幌糠線	自河東郡音更村字中音更	至〃	六、九九六	〃
町村道	中音更東五号線				

昭26.10.25. 第7440号

〃	池田豊頃線	自中川郡池田町東一條一丁目至〃豊頃村字礼文内	六、五五一	〃
〃	〃	自〃停車場線至〃北清水	八、三九五	〃
〃	清水北清水線	自川上郡清水町字清水至〃北清水	八、五〇〇	〃
〃	姉別原野幹線	自厚岸郡浜中村南一線二十四号至〃北二線二十五号	一、六八九	〃
〃	弟子屈奥溪別線	自川上郡弟子屈村字弟子屈至〃奥春別	三、二八九	〃
〃	中標津原野線	自標津郡標津村字開陽至〃字候落	四、三八	〃
〃	中標津原野線	自〃至〃毛根別	三、八一四	〃
〃	北島松線	自千歳郡恵庭村上島松至広島村上島松	七、三八八	自昭和二十六年七月一日
〃	南九号線	自札幌郡広島村漁太南九号至〃恵庭村		至昭和三十一年三月三十一日
〃	中ノ沢大曲線	自〃広島村字中ノ沢至〃字大曲	一、四三三	〃
〃	昭和団地開拓線	自雨龍郡沼田町字沼田村昭和団地至〃札幌郡篠路村拓北地内	二、〇〇〇	〃
〃	拓北中央幹線	自札幌郡篠路村拓北地内至〃石狩郡当別町青山共有地	二、七一三	〃
〃	青山共有地線	自石狩郡当別町青山共有地至〃新篠津村高倉北八号	四、〇九一	〃
〃	川上高倉間線	自〃字川上至〃北清水	六、二五五	〃
〃	芦別旭線	自空知郡芦別町旭辺溪至〃字川上	一、七一〇	〃
〃	平里幹線	自山越郡長万部町字平里九八番地至〃一一六番地	三、〇〇六	〃
〃	尾白内第二幹線	自茅部郡森町字尾白内至〃尾白内第一支線	二、一〇〇	〃
〃	札前線	自松前郡小島村字札前四三九番地至〃四四二番地	二、九二六	〃
〃	基線	自沿内郡前田村シノナイ大字同基線分岐点至〃シノナイ	二、九九一	〃
〃	シノナイ線	自〃大字同基線分岐点至〃宿内	一、七四〇	〃
〃	宿内線	前田村字宿内基線分岐点至〃小沢村字平村四番地ノ二	一、三一九	〃
〃	ワクンベツ線	自〃字ワクンベツ一一九番地ノ六至〃字セトセ一五四番地ノ一	三、五一〇	〃
〃	九号線	自〃字幌似三七五番地至〃豊岡分岐点	四、七五〇	〃
〃	豊岡線	自虻田郡地方費道壮瞥洞爺湖線分岐点至〃倶知安町豊岡分岐点	三、八〇〇	〃
〃	比羅樺山線	自〃倶知安町字比羅夫駅前分岐点至〃字樺山	三、五六〇	〃
〃	川西線	自〃京極村字川西一〇〇番地至〃字三三三	八、六七五	〃
〃	五十嵐線	自諸都郡樽岸村湯別至歌棄郡熱郛村字白炭	二、五〇〇	〃
〃	浜中線	自諸都郡樽岸村字樽岸地方費道諸都港蕊仮停車場線分岐点至〃樽岸村字浜中	五〇〇	〃
〃	婦美線	自美国郡美国町字団子茶屋至〃字婦美原野	二、五〇〇	〃
〃	イザリベツ線	自余市郡大江村字イザリベツ至〃	三〇〇	〃
〃	得志内線	自〃大字仁木村字得志内至〃	一、九一〇	〃
〃	池田沢線	自〃赤井川村字共栄至〃字第一池田	四、〇四二	〃
〃	初田線	自磯谷郡南尻別村初田地内至〃町村道尻別川右岸	一、四三五	〃
〃	矢筈ノ沢線	自〃至〃字立川	二、三八〇	〃
〃	丸山線	自〃至〃	一、三五〇	〃
〃	丸山下線	自忍路郡塩谷村字丸山下至〃字仁助沢	二、六〇〇	〃
〃	最上町奥線	自〃至〃	二、二九八	〃
〃	落ノ下線	自〃字桃内至〃字落下	一、一〇〇	〃
〃	駒吉沢線	自古宇郡神恵内村字駒吉沢至〃	二、三五〇	〃
〃	春部線	自余市郡余市町字春部至〃	二、三六〇	〃
〃	豊頃原野基線	自中川郡豊頃村字豊頃原野至〃	一、八四八	〃
〃	中音更東五号線	自河東郡音更村字中音更原野至〃	七、〇〇〇	〃
〃	美里別原野線	自中川郡本別町字美里別原野至〃	三、七一六	〃
〃	茶内原野幹線	自厚岸郡浜中村南四号西十八線至〃別海村界	三、一〇〇	〃
〃	姉別原野線	自〃字姉別原野至〃	一、七一九	〃
〃	美留和原野五十四線	自川上郡弟子屈町字札友内至〃	一、六〇〇	〃
〃	弟子屈奥春別線	自〃字弟子屈至〃字奥春別	三、二八九	〃
〃	阿歴内原野支線	自〃標茶村大字塘路村字阿歴内原野至〃	四、八〇八	〃
〃	磯分内オソベツ線	自〃大字標茶字磯分内至〃オソベツ	三、三五四	〃
〃	塩沢川沿線	自釧路郡釧路村字遠矢原野至〃	二、四九七	〃

市道	中幌糠線	自留萌郡留萌市大字留萌村字中幌糠一七九至〃一七九一	六六	〃
町村道	沖内線	自〃小平蘂村字沖内至〃	一、一六六	〃
〃	共成原野線	自苫前郡初山別村字共成一〇二番地至〃一二〇番地	一、四〇五	〃
〃	阿沙流線	自天塩郡豊富村字上サロベツ西十四線至〃西十七線	一、一四〇	〃
〃	毛登別線	自枝幸郡歌登村毛登別原野至〃	三、一三五	〃
〃	オムロシュベツ原野線	自〃字オムロシュベツ原野至〃	一、六二四	〃
〃	オフンタルマナイ原野線	自〃字オフンタルマイ原野至〃	一、四九二	〃
市道	上声間原野幹線	自宗谷郡稚内市字上声間原二十六号至〃	二、七一〇	〃
町村道	富士線	自斜里郡斜里町字富士至〃	二、九六二	〃
市道	末広線	自網走市地内末広原野至〃	四、一一〇	〃
〃	美岬線	自〃内二ツ岩至〃	一、三六四	〃
町村道	岐阜富岡線	自常呂郡常呂村字岐阜至〃字富岡	六、一五八	〃
〃	岐阜線	自〃字岐阜至〃	三、七六四	〃
〃	知来線	自〃佐呂間村字富武士六号線至〃字トツプシュベツ原野道路	二、九九三	〃
〃	秋田線	自〃置戸村字北光至〃	一、三六四	〃
〃	上社名淵線	自紋別郡遠軽町字上社名淵至〃同一五線	四、六四〇	〃
〃	上礼鶴線	自斜里郡上斜里村札鶴国有林内至〃	三、〇一三	〃
〃	清里線	自紋別郡生田原村字清里至〃	二、一六五	〃
〃	第二大昭線	自網走郡津別村字大和至〃	九一五	〃
〃	栄盛線	自〃美幌町字栄盛至〃	三、四九六	〃
〃	日並線	自〃字日並至〃	二、三四八	〃
市道	別着線	自北見市字別着至〃	三、〇四二	〃
〃	開盛線	自〃字サラキシナイ原野至〃	一、五四五	〃
町村道	江丹別線	自上川郡鷹栖村谷口牧場至江丹別村界	一、五〇一	〃
〃	〃	自〃江丹別村鷹栖村界附近至〃	九六五	〃
〃	ポンベツ線	自〃字ポンペ西里部落至〃	一、三一〇	〃
〃	ペンケ線	自〃上士別村二十線パンケ沢至〃	一、一五〇	〃
〃	川南二十一線	自〃字川南二十線至〃惠比寿団隊	二、六五五	〃
〃	川西十一線	自〃士別町十一線連地方費道分岐点至〃十一線四号	一、八五〇	〃
〃	ポンノ沢線	自〃字ポンノ沢至〃	二、九五一	〃
〃	牛朱別川沿線	自当麻村二十二丁目旧軍用地入口至〃牛別川支点合流点	五、一〇〇	〃
〃	当麻川沿線	自〃五丁目交叉点至〃当麻川本流合流点	六、八〇〇	〃
〃	松ノ沢線	自〃牛別川沿分岐点至〃松ノ沢	四、四三八	〃
〃	十四号沢線	自〃神楽村十四号至〃国有林	一、七四〇	〃
〃	十五号沢線	自〃十四号至〃十五号	二、四〇〇	〃
〃	パンケ線	自〃上士別村二十七線至〃パンケ沢	五、四八八	〃
〃	美深ウルベツ線	自中川郡美深町大通八線至〃六号	三、一〇〇	〃
〃	和寒剣淵線	自上川郡和寒村十線至〃十五線	三、七八〇	〃
〃	剣淵和寒線	自〃剣淵村四線至〃五線	九九四	〃
〃	塩狩線	自〃比布村北十五線至〃塩狩国境国有林	二、一五二	〃
〃	朝日線	自〃名寄町字朝日至〃国有林	五、四〇〇	〃
〃	ニセパロマツプ線	自〃温根別村十一線至〃北滞川道路	三、四七八	〃
〃	十二線	自〃剣淵村十二線三号至〃村有林	一、九七七	〃
〃	八号支線	自〃四原野八号至〃	六六〇	〃
〃	中央幹線	自〃四線東部原野音無川至〃	一、六三四	〃
〃	第一号幹線	自〃美瑛町字美馬中新生至〃	二、六三〇	〃
〃	第二号幹線	自〃字福島至〃	四、〇〇〇	〃
〃	美馬牛停車場線	自〃字美馬牛市街地至〃新生	一、二七三	〃
〃	阿満線	自〃字美瑛原野至〃オソコ沢	六、一六〇	〃
〃	矢文線	自〃下川村字矢文至〃	一、五六〇	〃
〃	豊郷線	自〃字豊郷至〃	一、三五〇	〃

愛別線	自〃愛別村七線至〃（旧軍用地）	一、七六〇	〃
六線沢線	自〃七線至〃（軍用地）	一、〇〇〇	〃
クルミ沢線	自〃十九線至〃字クル、沢	一、三六〇	〃
七線	自中川郡智恵文村北山区町村道北五号至〃国有林地内	二、四四〇	〃
雨紛線	自上川郡神居村字雨紛五号至〃国有林地内	四、七六〇	〃
ウルベシ線	自中川郡美深町字ウルベシ幌加内道路至〃国有林地内	一、八四〇	〃
七号線	自上川郡東鷹栖村三線十一号至〃六線四号	四、九二四	〃
十一号線	自五線十一号至〃七線十一号	一、一三六	〃
東神楽十二号線	自〃東神楽村十二号至〃村界	九七九	〃
西神楽十四線	自〃神楽村西神楽十四号至〃美瑛川右岸	一、二〇九	〃
東旭川旭丘東神楽十二線	自〃東旭川村旭丘至〃村界	一、八六〇	〃
第三号幹線	自〃美瑛町四線至〃字美沢十四線	五、〇六八	〃
石切山上西山線	自札幌郡豊平町字石山至〃字真駒内	七一〇	自昭和二十六年七月一日至昭和三十三年三月三十一日
青山線	自石狩郡当別町字青山中央至〃字青山奥	五六〇	〃
浜益線	自〃四番川至〃雨龍郡北龍村美葉牛支庁界	二、七七九	〃
碧水峠下線	自忍路郡塩谷村字丸山下至〃美葉牛	二、三四〇	〃
丸山下線	自磯谷郡南尻別村地内国道四号線分岐点至〃村上目名停車場線	八〇〇	〃
上目名線	自余市郡赤井川村字常盤至〃村上目名停車場線	一、九六〇	〃
赤井川小樽線	自虻田郡京極村字川西至〃	一、一〇〇	〃
川西線	自蘂取郡樽岸村字五十嵐至〃歌棄郡熱郭村字白炭	三、〇〇〇	〃
五十嵐線	自虻田郡真狩村字泉至〃字美原	七六〇	〃
泉美原線	自古平郡古平町地内地方費道札幌稚内線分岐点至〃町村道前田基線道路接合点	一、七六〇	〃
六志内線	自虻田郡狩太村地内国道四号線分岐点至〃字羊蹄	二〇〇	〃
羊蹄線	自山越郡八雲町字大新至〃字砂蘭部	一、八〇〇	〃
砂蘭部幹線	自〃字砂蘭部至〃字砂蘭部乙部村字小茂内	二、七〇九	〃
小茂内支小川線		三、六〇三	〃

〃	木間内須賀線	自檜山郡厚沢部村字館村至〃字須賀	一、六〇八	〃
〃	市道美岬線	自〃字須賀至〃字美岬	三、一四	〃
〃	町村道奥白滝線	自紋別郡白滝村字奥白龍至〃	一、八九七	〃
〃	清里線	自〃生田原村字清里至〃	一、五七三	〃
〃	大昭第一線	自網走郡津別町字大昭二八一番地至〃国有林地内	一、八六七	〃
〃	栄丘線	自紋別郡雄武町大字雄武村字オコタムシユベツ一九〇番地至〃三二四番地	三、二六〇	〃
〃	知来線	自常呂郡佐呂間村字知来国有林内至〃字知来一、〇八二番地ノ一	二、四三五	〃
〃	開盛線	自〃訓子府村字開盛三二八番地至〃	二、三五一	〃
〃	秋田線	自〃置戸村字秋田至〃	一、四七六	〃
〃	大沢線	自苫前郡初山別村字大沢五番地至〃大沢二六一番地	一、八一〇	〃
〃	阿沙流線	自天塩郡豊富村字阿沙流至〃	一、四〇〇	〃
市道	抜海坂ノ下線	自宗谷郡稚内町大字稚内町字坂ノ下至〃抜海村字抜海	一、四〇〇	〃
〃	下幌別線	自枝幸郡枝幸町大字歌登村字岡島南七号至〃歌登村字下幌別原野二三二番地ノ二	三、六三	〃
〃	塩幌原野線	自中川郡西足寄村字上利別原野東一線十六号至〃十七号	五、六九一	〃
〃	当緑晩成線	自十勝郡大津村大字当緑字晩成至〃広尾郡大樹村両村界	二、五一〇	〃
〃	中標津原野北十四号線	自標津郡中標津村字中標津四八線至〃四五線	一、一八五	〃
〃	当緑晩成線	自広尾郡大樹村大字当緑村字中当緑至〃十勝郡大津村両村界	四、四四四	〃
〃	当別オモナイ線	自川上郡弟子屈町字当別至〃字オモナイ	一、七八五	〃
〃	奥春別川沿線	自〃奥春別至〃	二、一〇三	〃
〃	瀬文平磯分内線	自〃標茶村大字標茶村字熊牛原野十八線至〃十九線	五五三	〃
〃	阿歴内原野支線	自〃大字塘路村字阿歴内原野七線至〃字阿歴内原野片無去	六三五	〃
〃	姉別原野支線	自厚岸郡浜中村字姉別原野北二線十七号至〃二十一号	二、一六〇	〃
〃	オビラシケ川沿線	自釧路郡釧路村字オビラシケ至〃	二、一〇〇	〃
〃	茶内原野幹線	自厚岸郡浜中村字姉茶内至〃	二、六三〇	〃
〃	平糸原野幹線	自野付郡別海村字西別基線三十七線至〃平糸村字平糸原野	一、七一四	〃

〃	中標津原野三十七線	自標津郡中標津村字中標津三十七線北八号至〃北十四号	二、六八八	〃
〃	旭岡平取線	自勇拂郡鵡川村字旭岡八三番地至〃字生田三一六番地	一、七〇三	〃
〃	美和線	自虻田郡豊浦町字浜町二十五番地至〃字美和一二一番地	二、七〇〇	〃
〃	穂別豊田線	自勇拂郡穂別村字穂別至〃字豊田	二、六四〇	〃
〃	優徳線	自有珠郡徳舜瞥村字優徳至〃字円山	一、九三四	〃
〃	富里線	自虻田郡真狩村字富里至〃	二、〇〇〇	〃
〃	矢筈ノ沢線	自磯谷郡南尻別村字矢筈ノ沢至〃	六八〇	〃
〃	瑞穂線	自上川郡東旭川村字瑞穂至〃	二、八四九	〃
〃	十四号沢線	自〃神楽村十四号沢至〃	一、一三三	〃
〃	北三線	自〃東川村字北三線至〃	二、六四〇	〃
〃	阿満支線	自〃美瑛町字大区画至〃字阿満二股	二、一〇一	〃
〃	中の沢線	自上士別村字ペンケ三股至〃字中の沢	三、一〇〇	〃
〃	十一号支線	自〃風連村御料南一号至〃本通	八〇〇	〃
〃	朝日区六線	自〃名寄町字朝日区至〃	一、一〇〇	〃
〃	川西大沢線	自中川郡美深町字幌加内至〃北海道有林地内	二、九六〇	〃
〃	金山幾寅線	自空知郡南富良野村字金山九三三番地至〃字幾寅零号二五四番地	二、一〇五	〃
〃	清水支線	自中川郡美深町字清水クトンベツ川沿道路至〃字楠	一、三〇九	〃
〃	春日一号支線	自上川郡江丹別村字春日八四番地至〃字春日八九番地	二、二七七	〃
〃	島中支線	自〃美瑛町字内号上流橋至〃字島中第二部落	二、三六〇	〃
〃	第二幹線	自〃字福美沢至〃字美沢十六線	四、九七三	〃
〃	正端支線	自〃字美瑛原野十線至〃十三線	一、二六〇	〃
〃	千代田支線	自〃九線至〃字千代田	三、〇五六	〃
〃	千代田三田線	自〃美瑛原野八線至〃九線	一、〇五九	〃
〃	向台支線	自〃三線至〃字橋立山	一、六五五	〃
〃	熊見支線	自〃字美瑛原野六線至〃字新星第三部落	一、七六〇	〃

〃	大正山支線	自〃字美沢二十二線至〃二十九線	一、四〇五	〃
〃	昆布川沿線	自虻田郡狩太村字桂地内至〃	一三六	〃
〃	石切山上西山線	自札幌郡豊平町字石山至〃字上西山	四、七九九	自昭和二十六年七月一日至昭和三十四年三月三十一日
〃	青山奥三番川線	自石狩郡当別町青山奥至〃三番川	一、八〇〇	〃
〃	旭丸山線	自空知郡芦別町字旭三一四番地至〃三九〇番地	一、九一〇	〃
〃	中山線	自虻田郡京極村字三崎一六七番地至〃東花二九七番地	一、六〇〇	〃
〃	小樽赤井川線	自余市郡赤井川村字常盤二二九番地至小樽市汐見台町	五六三	〃
〃	落合常盤線	自余市郡赤井川村字落合二六番地至〃常盤二二九番地	七〇〇	〃
〃	学田線	自岩内郡前田村大字前田村二番地の七至〃字学田二六番地	二、八〇〇	〃
〃	種吉沢線	自忍路郡塩谷村大字忍路村字野田通至〃種吉沢	一、八〇〇	〃
〃	日進線	自〃今金町字入東宅地二〇七番地先至〃字日進原野九三番地	四、六〇〇	〃
〃	木間内須賀線	自檜山郡厚沢部村大字館村字須賀至〃	二、三一〇	〃
〃	砂蘭部幹線	自山越郡八雲町字大新至〃砂蘭部	九九六	〃
〃	共立開拓一号線	自〃長万部町字共立五七二番地至〃八五番地	三、一〇四	〃
〃	二ッ山支線	自茅部郡砂原村字沼尻相泊一番至〃	一、八二一	〃
〃	湯ノ岱神明沢線	自檜山郡上ノ国村字湯ノ熊至〃神明沢	四、一三八	〃
〃	豊浦美和線	自虻田郡豊浦町字大和一五八番地至〃美和一二〇番地	三、〇〇〇	〃
〃	カル、ス久保内線	自有珠郡壮瞥村字久保内一〇三番地至〃字弁景国有地無号地	二、六七九	〃
〃	穂別豊田線	自勇拂郡穂別村字穂別至〃豊田	三、一〇〇	〃
〃	増幌原野五線	自宗谷郡宗谷村字増幌五線西一号至〃イチヤンナイ	二、八〇〇	〃
〃	猿拂沼川線	自〃字猿拂村字猿拂市街地至〃字カリベツ原野	五、九三七	〃
〃	アリヤルンベ線	自天塩郡豊富村字阿沙流至〃	一、一〇七	〃
〃	豊里中央線	自網走郡女満別村字豊里至〃字本郷	二、二六七	〃
〃	新遠軽線	自紋別郡遠軽町字向遠軽至〃新遠軽	二、七八〇	〃
〃	ルベシベ第一支線	自〃字内号下流橋至〃字オイチヤン第二	二、六二三	〃
〃	原野大正山第一支線	自〃字上富細野至〃字常盤十五線	二、五五一	〃

〃	富原支線	自上川郡江丹別村字富原二二五	
〃		至〃四八八	二、〇五二 〃
〃	雨紛三号支線	自〃神居村西二線三番	
〃		至〃西四線三六番	一、四三五 〃
〃	雨紛二号支線	自〃字富沢四一四一番地	
〃		至〃西五線三五番	三、三九六 〃
〃	台場第一支線	自〃東鵬牌村一三線二六号	一、一八〇 〃
〃		至〃三二番地	
〃	扇原支線	自〃和寒村字扇原	二、一〇〇 〃
〃		至〃	
〃	東和支線	自〃字東和	二、五〇六 〃
〃		至〃	
〃	三角山支線	自〃東鵬牌村一三線二六号	三、八三四 〃
〃		至〃比布村七号	
〃	占冠支線	自頃拂郡占冠村字本流	九〇〇 〃
〃		至〃字中央	
〃	菊水支線	自上川郡上川村字直敷別三線	三、七〇〇 〃
〃		至〃字菊水之松岡農場	
〃	ラカン沢支線	自〃名寄町字旭東六番地十三、四号	二、九八〇 〃
〃		至〃十七、八号	
〃	十四号沢線	自〃神楽村西神楽十四号沢	二、一〇〇 〃
〃		至〃西二線	
〃	十五号沢線	自〃十五号沢	一、三三四 〃
〃		至〃御料地	
〃	ペンケ沢第一支線	自〃下川村字ペンケ南二号	一、四九四 〃
〃		至〃五線	
〃	川向第一支線	自〃二十六線北一号	二、七三三 〃
〃		至〃北三号	
〃	上名寄支線	自〃上名寄十六線北一号	二四五 〃
〃		至〃北二号	
〃	当麻川第一支線	自〃当麻村字緑郷四五	四、二三五 〃
〃		至〃七五	
〃	当麻川第二支線	自〃四五	二、〇九二 〃
〃		至〃六五	
〃	片朱別川小沢線	自〃字平加郷第四部落	一、八八六 〃
〃		至〃小沢	
〃	平沢支線	自〃東山村字老節布	四、一四二 〃
〃		至〃字平沢東一線十号地	
〃	九号線	自空知郡富良野町九線	二、一四〇 〃
〃		至〃	
〃	風連御料第二支線	自上川郡風連村御料南一番通十五線	一、三一〇 〃
〃		至〃北二番通十六線	
〃	東鹿越石山線	自空知郡南富良野村東鹿越	一、〇一五 〃
〃		至〃石山	
〃	佐久板谷線	自中川郡中川村字安川一〇一番地	五、〇〇〇 〃
〃		至〃三三一番地	
〃	大成支線	自上川郡鷹栖村字近文二六線一二号	二、六六六 〃
〃		至〃一四号	
〃	江嵐北支線	自斜里郡上斜里村上斜里原野一線十六号	六、〇〇〇 〃
〃		至〃江嵐北終点	
〃	上札鶴支線	自〃上札鶴杯内本庄分岐点	一、四〇五 〃
〃		至〃藤ノ沢終点	
〃	東藻山開幹線	自網走郡東藻琴村字山園藻琴山殖民	五、七二一 〃
〃		至〃東洋沢団地	
〃	知来支線	自常呂郡佐呂間村字知来	三、一六二 〃
〃		至〃	九七八 〃
〃	上白滝線	自紋別郡白滝村字奥白滝	
〃		至〃	
〃	大黒沢線	自〃生田原村清里支線沢一二四七番地	一、九二六 〃
〃		至〃字清里団地二一番地	
〃	オシロネツプ線	自〃滝ノ上町字オシラネツプ原野	三、〇〇〇 〃
〃		至〃国有林	
〃	止若原野東二十七号線	自中川郡幕別町字明野	二、八五九 〃
〃		至〃東入線北二号	
〃	美里別原野中央幹線	自〃本別町大字本別村字西仙美里	四、三六八 〃
〃		至〃字新生	
〃	振別原野大全線	自広尾郡大樹町字上歴舟大全	五、〇一五 〃
〃		至〃上歴舟別	
〃	止若原野幹線	自中川郡豊頃村字統内	二、一〇〇 〃
〃		至〃字統内東十四線一号	
〃	温根内原野線	自〃西足寄村字美利別川添	二、九九八 〃
〃		至〃字柏倉南二線	
〃	東芽登原野線	自〃字芽登	三、〇〇〇 〃
〃		至〃芽登四線五号	
〃	中央横断線	自足寄郡足寄村字愛冠	二、〇八五 〃
〃		至中川郡西足寄村字上鷲府	
〃	奥春別川添線	自川上郡弟子屈町字錦別番外地	一、四〇〇 〃
〃		至〃字奥春別番外地	
〃	茶路原野線	自白糠郡白糠村字茶路原野基線二二号	一、七五〇 〃
〃		至〃	
〃	阿歴内原野片無去線	自川上郡標茶村大字塘路村字阿歴内原野	一、七四〇 〃
〃		至〃字片無去	
〃	虹別原野虹別三校線	自〃虹別原野	一、三一〇 〃
〃		至〃	
〃	瀬文平磯分内線	自〃字館中原野	四、〇〇〇 〃
〃		至〃	
〃	阿歴内原野上尾幌第三校線	自〃字阿歴内原野	三、五六〇 〃
〃		至〃	
〃	ルベシベ第一幹線	自〃美瑛町字丙号下流橋	一、〇四〇 〃
〃		至〃字島中基点	
〃	〃第二幹線	自〃字ルベシベ五線	一、八一〇 〃
〃		至〃美開	
〃	原野第一号支線	自〃字新星第二	四、〇〇〇 〃
〃		至〃字常盤支線	
〃	ルベシベ第二支線幹線	自〃字畠中	四、一七一 〃
〃		至〃字オイチヤン第三部落	
〃	清水支線	自中川郡美深町字清水クトンベツ川沿	二、三五三 〃
〃		至〃字楠木	
〃	春日第一支線	自上川郡江丹別村字春日八四	七一〇 〃
〃		至〃八七	
〃	樽川四線	自石狩郡石狩町大字樽川字樽川二三一	四、五〇一 自昭和二十六年七月一日
〃		至〃二二四	至昭和三十五年三月三十一日
〃	有明地内支線	自札幌郡豊平町字有明三〇〇番地	一、七二四 〃
〃		至〃	

〃	石山開拓東西第一支線	自〃字石山八二四番地	
〃		至〃	一、六一四 〃
〃	真駒内開拓幹線	自〃字真駒内三四番地	
〃		至〃字滝野四三番地	三、三一五 〃
〃	真駒内開拓線	自〃字真駒内三三番地	
〃		至〃三四番地	二、六八三 〃
〃	大谷地々内開拓支線	自札幌市白石町大谷地	
〃		至〃	二、五五四 〃
〃	新剣淵開拓支線	自千歳郡千歳町大字千歳村新剣淵	
〃		至〃字平村界	二、九二九 〃
〃	青山四番川間線	自札幌郡広島村字西の里二九五番地	
〃		至〃七六六番地	一、八四〇 〃
〃	御園開拓支線	自〃字大曲五三一番地	
〃		至〃西の里二九四番地	二、三五五 〃
〃	小豆沢開拓支線	自〃字西の里七九四番地	
〃		至〃八一九番地	一、八五六 〃
〃	開三号線	自石狩郡当別町字青山奥二一四〇	
〃		至〃字ポントオベツ三一三六	二、五二八 〃
〃	月形新篠津線	自〃字大曲五三一番地	
〃		至〃西の里二九四番地	二、三五五 〃
〃	市道 十三線	自〃幌加内村字路の台駅前	
〃		至〃九五林班	五、二九一 〃
〃	町村道 秩父別原野零條開拓幹線	自雨龍郡秩父別村零條通二丁目より四丁目	
〃		至〃六丁目より八丁目	二、九七七 〃
〃	幹線の台開拓幹線	自〃字美唄市沼ノ内殖民線	
〃		至〃開発晩生内道路	三、二四三 〃
〃	市道 西四号線	自〃字美唄市沼ノ内晩生内道路	
〃		至〃十線	二、七四四 〃
〃	町村道 惠岱別開拓線	自雨龍郡雨龍村字面白内一〇九番地	
〃		至〃惠岱別一二〇番地	五、一九三 〃
〃	川端線	自〃字美瑛原野美馬牛	
〃		至〃七二番地	一五二 〃
〃	九号線	自夕張郡由仁村字川端三一二番地	
〃		至〃	一五二 〃
〃	南二十八線	自空知郡奈井江町字奈井江五六三番地先	
〃		至〃東奈井江一〇七二番地	三、一六八 〃
〃	婦美開拓線	自〃赤平町字半岸三七五番地	
〃		至〃三四一番地	三、一九三 〃
〃	美原七線開拓支線	自美国郡美国町大字婦美村四三二番地	
〃		至〃五五八番地	一、四三八 〃
〃	弁雨紛西神楽線	自〃神居村字弁雨紛	
〃		至〃十四号	三、三六四 〃
〃	雨紛線	自〃字雨紛西四線	
〃		至〃伊ノ沢	二、九九四 〃
〃	上名寄第二十七線	自〃下川町六十六線	
〃		至〃十六線沢	一、六六三 〃
〃	ソブタシ通り線	自忍路郡塩谷村大字蘭島村四八	
〃		至〃字ソブタシナイ沢	三、〇〇七 〃
〃	目国内原野線	自磯谷郡南尻別村字上里	
〃		至〃	二、〇〇〇 〃
〃	湯ノ里開拓線	自檜山郡厚沢部村字木間内	
〃		至〃字須賀	二、一一〇 〃
〃	上ノ沢線	自〃上ノ国村字湯の岱	
〃		至〃	一、〇〇〇 〃
〃	日進線	自瀬棚郡今金町字日進二百五番地	
〃		至〃支庁界	八、八一 〃
〃	木間内須賀線	自檜山郡厚沢部村大字鶉村字木間内	
〃		至〃大字館村字須賀	三、八四六 〃
〃	ガンビ岱線	自瀬棚郡瀬棚村大字ガンビ岱地内	
〃		至〃	一、三八一 〃
〃	仲洞爺開拓線	自有珠郡壮瞥村字仲洞爺二十番地	
〃		至〃百五十一番地	三九一 〃
〃	札内原野開拓線	自幌別郡幌別村字オカンベツ五四番地	
〃		至〃札内七九〇番地	八、八〇〇 〃
〃	竹浦飛生間開拓線	自白老郡白老村字竹浦地内	
〃		至〃	四、五〇〇 〃
〃	優徳円山線	自有珠郡徳舜瞥村字円山六六	
〃		至〃字円山一六六	一、九五四 〃
〃	中島線	自勇拂郡穂別村字穂別五一番地	
〃		至〃鵡川堤防敷地	一、〇〇〇 〃
〃	市道 弁天開拓線	自苫小牧市字弁天六一ノ六番地	
〃		至〃七二ノ三番地	二、一三四 〃
〃	豊浦美和線	自虻田郡豊浦町字美和一二二番地	
〃		至〃字山梨四五一番地	一、八六五 〃
〃	町村道 白老徳舜瞥線	自白老郡白老村字森野地内	
〃		至〃	四、一二六 〃
〃	川西一号線	自中川郡美深町字川西八線	
〃		至〃字川西六線	一、九五〇 〃
〃	十五号沢線	自上川郡神楽村字西神楽	
〃		至〃	一、〇八〇 〃
〃	第一幹線	自〃美瑛町字新星	
〃		至〃字美沢	三、八〇〇 〃
〃	ルベシベ幹線	自〃字丙号	
〃		至〃オマン川沿	三、三四〇 〃
〃	ルベシベ二股支線	自〃字二股一線	
〃		至〃中ルベシベ	三、二四三 〃
〃	妙見支線	自〃字美瑛原野美馬牛	
〃		至〃字鰊の沢	六、〇六六 〃
〃	東七線	自空知郡富良野村字号	
〃		至〃東七線北五号	三、〇四四 〃
〃	智南日進支線	自中川郡智恵文村十一線	
〃		至〃十六線五号	三、六二七 〃
〃	剣淵十二線	自上川郡剣淵村藤本農場十二号	
〃		至〃七号	三、八五五 〃
〃	弁雨紛西神楽線	自〃神居村字弁雨紛	
〃		至〃十四号	三、三六四 〃
〃	雨紛線	自〃字雨紛西四線	
〃		至〃伊ノ沢	二、九九四 〃
〃	上名寄第二十七線	自〃下川町六十六線	
〃		至〃十六線沢	一、六六三 〃
〃	旭東朝日線	自名寄町字旭東朝日八線北	
〃		至〃字旭東朝日八線沢	一、四五七 〃

P. 530

昭26.10.25. 第7440号

武華層雲峡線	自〃上川村字層雲峡地内大函橋 至〃五六〇番地先	一、五六〇	〃
下十梨別支線	自空知郡南富良野村金山十梨別 至〃下十梨別	二、八五〇	〃
清中園線	自上川郡江丹別村字中園五七番地先 至〃国有林	二、三七六	〃
佐久板谷線	自中川郡中川村字安川五七線 至〃字共和六五線	六、九二八	〃
瑞穂開拓線	自上川郡東旭川村字瑞穂 至〃	一、四六〇	〃
風連御料幹線	自〃風連村御料十三線 至〃	四、二四〇	〃
大沢線	自〃当麻村開明牛別 至〃字大沢	二、一三五	〃
緑郷線	自〃字緑郷 至〃字伊香牛	一、九一四	〃
清水川沿線	自〃字開明 至〃字清水	三、〇三五	〃
市道 中幌糠線	自留萌市中幌糠地内 至〃	二、一六〇	〃
町村道 下沼音類線	自天塩郡幌延村大字幌延村字下サロベツ 至〃	六、一六〇	〃
下音更上士幌中士幌線	自河東郡音更村字下士幌 至〃字中士幌	五、三四三	〃
振別原野大全線	自広尾郡大樹村字上屋舟大全 至〃字高台	四、七六〇	〃
中央横断線	自中川郡西足寄町字上ワシップ 至〃	一、七九三	〃
温根内原野線	自〃字オンネナイ 至〃開放地	三、〇四九	〃
東芽登線	自〃字芽登 至〃字モキトウシ	三、四七二	〃
山白線	自枝幸郡枝幸町大字歌登村字山臼十二線 至〃字山臼	六、一〇〇	〃
下幌別開拓支線	自〃字下幌別 至〃	二、〇八五	〃
アチャル開拓支線	自天塩郡豊富村字アチャルベシベ 至〃西二十一線二四〇番地	二、四三三	〃
市道 小石線	自稚内市大字声問村西十九線北四十三号 至〃字曲淵	二、八〇〇	〃
町村道 上オシラネップ開拓支線	自斜里郡上斜里村江鳶三線二三号 至〃南団地	二、四五七	〃
江鳶南開拓支線	自紋別郡生田原村清里三四七番地 至〃六二四番地	四、八四〇	〃
大黒沢線	自〃雄武町大字雄武村字オイコムシベシ 至〃	三、八〇九	〃
栄丘開拓線	自〃遠軽町字新遠軽 至〃上湧別村字開盛	三、八五〇	〃
新遠軽開拓線	自白滝村白滝原野五線三八号 至〃上白滝開拓支	三、一九〇	〃
上白滝開拓支線			

標茶上オソベツ線	自川上郡標茶村標茶市街 至〃字中オソベツ	四、六二一	〃
阿歴内原野片無去線	自〃字阿歴内原野 至〃字片無去	二、一四四	〃
阿歴内原野上尾幌線	自〃字字上尾幌 至〃字東阿歴内	三、三五五	〃
磯分内オソベツ線	自〃字磯分内 至〃字上オソベツ	一四〇	〃
縫別上茶路線	自白糠郡白糠村字茶路原野縫別 至〃字上茶路	四、三七	〃
東十九号線	自厚岸郡浜中村字姉別 至〃字姉別原野十九号	三、三四	〃
豊岡北本通線	自空知郡芦別町字黄金二九〇番地 至〃字豊岡五七番地	一、九九九	〃
黄金新城線	自〃字黄金四八九番地 至〃無番地	三、二六六	〃
長都開拓幹線	自タ張郡長沼村字舞鶴 至〃東六線十九号	四、三二〇	自昭和二十六年七月一日 至昭和三十六年三月三十一日
旭丸山線	自空知郡芦別町字旭三九〇番地 至〃字丸山無番地	二、三五〇	〃
篠津地内幹線	自樺戸郡月形村字月浜 至石狩郡新篠津村	一、三五〇	〃
赤川開拓線	自空知郡北村字赤川地内四八六 至〃四一三	二、〇〇〇	〃
中小屋開拓線	自〃第二区甲二五一の七番地 至〃第一区乙八八一番地	二、〇〇〇	〃
黄金新城線	自〃芦別町字黄金無番地 至〃字新城一二三番地	二、〇〇〇	〃
東山開拓支線	自タ張郡栗山町字円山一五三番地 至〃字東山三七五番地	二、〇〇〇	〃
雫峰通線	自雨龍郡秩父別村一六二三番地 至〃一一五七番地	一、〇〇〇	〃
大谷津線	自空知郡赤平町字百戸 至〃	一、三五〇	〃
御国開拓支線	自タ張郡栗山町御国二〇七番地 至〃二二九番地	二、〇〇〇	〃
常盤団地開拓線	自余市郡赤井川村落合二五三番地 至〃四一八番地	三、六八九	〃
	自磯谷郡南尻別村字吉国 至〃字日出	一、三三一	〃
吉国上里線	自〃字富岡 至〃字日出	三、〇〇〇	〃
旭台日出線	自〃字中ノ川 至〃字湧水	三、〇〇〇	〃
ツバメの沢線	自寿都郡樽岸村字上湯別 至〃字五十嵐	二、三一一	〃
湯別中の川通線	自古宇郡神恵内村神恵内橋詰 至〃トーマル殖民地畑九七〇番地	一、五〇〇	〃
トーマル殖民地線	自岩内郡小沢村字上平二五六番地 至〃字下ピラ二九六番地	二、〇〇〇	〃
基線通線	自太櫓郡太櫓村字若松一三番地 至〃字小川区八六三番地	八、〇〇〇	〃
小川幹線			

一の渡小鶏線	自檜山郡厚沢部村字一の渡 至〃字小鶏	五、五〇〇	〃
宮野ヌタップ線	自久遠郡貝取澗村字宮野 至〃	二、〇〇〇	〃
黄金共有地四号線	自空知郡芦別町字黄金一〇五番地 至〃字豊岡無番地	三、〇〇〇	〃
東栄開拓線	自上磯郡知内村東栄 至〃	三、一三三	〃
尾白内開拓線	自芽部郡森町字尾白内 至〃	三、六〇五	〃
杵十六号線	自目高郡浦河町字上杵臼 至〃	四、一三三	〃
上久保内線	自有珠郡壮瞥村字上久保内四四番地 至〃九二番地	一、三六〇	〃
大岸上昆布線	自虻田郡豊浦町字新富六八七番地 至〃字大岸無番地	二、五六九	〃
熊の沢線	自上川郡当麻村開明 至〃緑野	五、〇〇〇	〃
ルベシベ幹線	自〃美瑛町字美開 至〃字上美開	一、三三三	〃
ルベシベ第二幹線	自〃字大区画美郷 至〃字美開	一、〇四四	〃
大牛別十一線	自温根別村南線本道路大牛別 至〃字大牛別十一線開拓地十番地	一、五〇〇	〃
南沢線	自〃上士別村十九線南八十三番地 至〃字六、四三八番地	六、四六〇	〃
北名線	自〃名寄町字日進北一線一号 至〃北二線一号	二、〇〇〇	〃
中央横断線	自中川郡西足寄町字上鷲府 至〃	三、五〇〇	〃
温根内原野線	自〃字嘉登牛 至〃字植坂	四、三四四	〃
西幌内原野線	自河東郡鹿追村字ウリマク二〇七番地 至〃字上然別一一五番地	三、〇〇四	〃
茶オソベツ線	自川上郡屈斜路町字砂原 至〃字上然別	三、七五一	〃
磯分内森野線	自〃字磯分内 至〃字オソベツ	六、五〇〇	〃
阿歴内原野片無去線	自〃阿歴内原野片無去 至〃阿歴内原野片無去	三、六四〇	〃
チヤンベツ原野線	自厚岸郡太田村字中チヤンベツ南一線 至〃字チヤンベツ基線三号	二、八八六	〃
西春別泉川線	自野付郡別海村大字平糸村字西春別 至〃字泉川	二、六八二	〃
西春別上三股線	自〃字西春別 至〃字上三股	二、五四一	〃
第二西春別泉川線	自〃字西春別 至〃字泉川	二、七三一	〃
山標津原野三十七線	自標津郡標津町字当幌三十七線北二 至〃北五	一、九〇〇	〃
音稲磯開拓線	自紋別郡雄武町大字雄武村字元稲府 至〃	二、三〇〇	〃
宇津開拓幹線	自〃 至〃興部村字宇津	五、〇〇〇	〃

沢木開拓線	自〃雄武町大字沢木村新沢木村三五三番地 至〃番外地	三、〇〇〇	〃
下沼音類線	自天塩郡幌延村大字幌延村字下サロベツ 至〃字音類	七、九一〇	〃
更岸八号線	自〃天塩町字更岸四二八〇番地 至〃四二六五番地	一、〇〇〇	〃
真駒内線	自札幌郡豊平町字真駒内 至〃	三、〇〇〇	〃
三、四、五番川開拓線	自石狩郡当別町字三四五番川地内 至〃	四、〇〇〇	〃
長都開拓線	自千歳郡千歳町字長都 至〃	三、〇〇〇	〃
角山開拓線	自札幌郡江別町字角山西一号 至〃北三線	二、〇〇〇	〃
西ノ里開拓線	自〃広島村字西ノ里 至〃	二、〇〇〇	〃
小豆沢開拓線	自雨龍郡北龍村字小豆沢 至〃	二、〇〇〇	〃
有明第一線	自札幌郡豊平町字有明第一線 至〃	二、〇〇〇	〃
脇方開拓線	自虻田郡京極村字三崎 至〃字大富	二、〇〇〇	〃
太陽滑若線	自新冠郡新冠村字比布 至〃字滑若	五、一〇〇	〃
万桜滑若線	自〃新冠村字滑若 至〃	四、一〇〇	〃
春日第一支線	自上川郡江丹別村字春日 至〃	八〇〇	〃
西士別中ノ沢線	自〃士別町字西士別 至〃字中ノ沢	七、五〇〇	〃
風連御料線	自〃風連村御料地内 至〃	二、〇〇〇	〃
富良野原野東七線	自空知郡中富良野村東七線 至〃	二、〇〇〇	〃
朝日支線	自上川郡美瑛町字旭 至〃	三、五〇〇	〃
矢文十七線	自〃下川村字名寄 至〃	二、〇〇〇	〃
平沢第二線	自空知郡東山村字平沢 至〃	二、〇〇〇	〃
ニセベロマナイ第三支線	自上川郡滝根別村字ニセベロマナイ 至〃	二、八〇〇	〃
音標開拓幹線	自枝幸郡枝幸町字音標 至〃	三、〇〇〇	〃
豊徳開拓幹線	自天塩郡豊富村字豊徳 至〃	二、五〇〇	〃
ポールソベツ開拓幹線	自枝幸郡歌登村字ポールソベツ 至〃	三、〇〇〇	〃
沢木開拓幹線	自紋別郡雄武町字沢木 至〃	三、〇〇〇	〃
上尾幌第三枝線	自厚岸郡厚岸町字上尾幌 至〃	二、〇〇〇	〃
多和開拓線	自川上郡標茶村字多和 至〃	二、〇〇〇	〃

昭26.10.25. 第7440号

◉**建設省告示第九百三十九号**

道路法第二十條第二項の規定により本大臣において施行する国道改築工事は次の通りである。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

国道一三三号線	北海道岩内郡小沢村落合橋	工事施行区間	工事開始期日 昭和二十六年七月一日
〃	山越郡八雲町尾州橋	〃	〃
〃	美唄市鉄橋	〃	〃
二七号	斉美唄橋	〃	〃
〃	産化美唄橋	〃	〃
〃	美唄橋	〃	〃
〃	札幌市金沢橋	〃	〃
〃	野津幌川橋	〃	〃
〃	柳田橋	〃	〃
〃	上川郡神居村銀魚橋	〃	〃
〃	幌別郡幌別村新幌別	〃	〃
二八橋		〃	〃
〃	苫小牧市覚生橋	〃	〃
〃	小糸魚橋	〃	〃

◉**建設省告示第九百四十号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

佐賀県

安良川

三養基郡田代町大字柚比字芳谷二七二二番地の八、字越道二七四七番地の四以上全筆。筑村大字牛原字新町七六一番地下流筆境を対岸に延長した線より田代町大字柚比字芳谷上流字界を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

城原川

神埼郡千代山村大字城原字一本松三七二一番地、大字的字仁比山一七五一番地以上全筆。大字城原字一本松上流字界を対岸に延長した線より三七〇九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

嘉瀬川

佐賀郡小関村大字小副川字南尾一八四八番地の口、小城郡南山村大字上無川字小平二一〇二番地の四以上全筆。佐賀郡小関村大字小副川字野峠一八三八番地の一三下流筆を対岸に延長した線より天河川合流点に至る区間の国有河川敷全部

天河川

小城郡南山村大字萱ノ木字向野三六番地、大字古湯字姥ヶ谷二六五番地の一以上全筆。大字萱ノ木字持方上流字境を対岸に延長した線より大字古湯字姥ヶ谷二八五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

石体川

小城郡小城町大字岩蔵字西谷三〇三七番地のイ全筆。字西谷官有林の内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字頭坊五四二一番地上流筆境を対岸に延長した線より大字西谷二八九九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

祇園川

小城郡小城町大字岩蔵字井森五九三三番地、字藤田六三六七、六三六八番地以上全筆。字草木原六二八一番地上流筆境を対岸に延長した線より字西谷二八九九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

門口川

杵島郡若木村大字川内字北畑一四七七五、一四七七六番地以上全筆。字川古一四七七四番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、字川古一四七五八番地のイ上流筆境を対岸に延長した線より一四七七九番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

杵島郡若木村大字本部字常牟田一九一七三番地全筆。一九三七六番地内A、Bを結んだ線より川沿の区域。一九二一番地下流筆境を対岸に延長した線より一九一六七番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

松浦川

杵島郡住吉村大字宮野字古場一八八八の七九、一八八八の七八、一八八八の八二、一八八八の一三七、一八八八の九〇、一八八八番地の八八以上全筆。一八八八番地の七九下流筆境を対岸に延長した線より一八八六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

多良川

藤津郡多良村大字多良字大川内八七五、八八七〇番地、字吉賀倉八二五四番地以上全筆。字大川内九一〇八番地下流筆境を対岸に延長した線より八〇六番地の一上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

広瀬川

西松浦郡大山村大字大木字諏門官有林の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字龍門四二三六七番地上流筆境を対岸に延長した線より上流二粁の区間国有河川敷全部

野井原川

東松浦郡七山村大字藤川字中原二〇一二、二〇一一番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字提棚二〇九三、二〇九五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字蟹川一八六番地の第一上流筆境を対岸に延長した線より玉島川合流点に至る区間の国有河川敷全部

◉**建設省告示第九百四十一号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

宮崎県

「要設備地」

永谷川

東諸県郡高岡町大字浮之名字永谷四五六、四五五六、四五五三、四五二一、四五〇、四四九、四四八、四四七、四四六、四五七番地上流筆境を対岸に延長した線より浦之名川合流点に至る区間の国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

室野川

西臼杵郡三ヶ所村大字三ヶ所字尾崎九八一、九六九〇番地以上全筆。九六八一、九六九〇番地上流筆境を結んだ線より浦之名川合流点に至る区間の国有河川敷全部。但し、道路敷は除く。

細見川

東臼杵郡南方村大字南方字黒仁田五一四九、五一七二番地の二上流筆境を結んだ線より五ヶ瀬川合流点に至る区間の国有河川敷全部

蛇谷

延岡市大字祝子字蛇谷原七一〇一番地上流筆境を対岸に延長した線より祝子川合流点に至る区間の国有河川敷全部

細田川

南那珂郡南郷町大字塚田字伏木一九一一番地上流筆境を対岸に延長した線より字登尾一五七三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

「要行為禁止、制限地」

永谷川

東諸県郡高岡町大字浦之名字永谷四五八、四四六番地下流筆境を結んだ線より浦之名川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷は除く。

室野川

西臼杵郡三ヶ所村大字三ヶ所字尾崎九六八一、九六九〇番地下流筆境を結んだ線より九六五三、九七〇一番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷は除く。

細見川

東臼杵郡南方村大字南方字黒仁田五一四九、五一七二番地の二上流筆境を結んだ線より五ヶ瀬川合流点に至る区間の国有河川敷全部。但し、道路敷は除く。

蛇谷

延岡市大字祝子字蛇谷原七一〇一番地上流筆境を対岸に延長した線より祝子川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸十五米の区域。但し、道路敷は除く。

細田川

南那珂郡南郷町大字塚田字伏木一九一一番地上流筆境を対岸に延長した線より字登尾一五七三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間官民地境界線より左右各岸十五米の区域

◉**建設省告示第九百四十二号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定し同法第六條により本年度以降本大臣において砂防工事を施行する。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

山形県

立谷沢川

東田川郡立谷沢村大字立谷沢字玉川下四、一九番地、字東山子委の一番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

◉**建設省告示第九百四十三号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定し同土地に同法第六條により本年度以降本大臣において砂防工事を施行する。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

山形県

苫水川

最上郡大蔵村大字南山字苫水六五一、六五二、六六〇、六六〇番地の一及び官有地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線内の区域

◉**建設省告示第九百四十四号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十月二十五日

建設大臣　野田　卯一

島根県

早打川

邇摩郡湯里村大字西田字早打一四〇番地甲続一下流筆境を対岸に延長した線より一四六番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

浪野谷川

邇摩郡湯里村大字西田字浪野谷一一〇番地下流筆境を対岸に延長した線より二〇番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

笹畑川

邇摩郡湯里村大字西田字笹畑二八番地上流筆境を対岸に延長した線より浪野谷川合流点に至る区間国有河川敷全部

波田川

美濃郡真砂村大字長沢字大道淵ノ上一六六番地の一下流筆境を対岸に延長した線より大字下波田字奄ヶ原七五七番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

訓　令

◉**労働省訓令第六号**

大臣官房会計課

都道府県労働基準局

都　道　府　県

労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程（昭和二十六年労働省訓令第二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十五日

労働大臣　保利　茂

第五條第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により旅費を支給する場合において、用務の性質、旅行の態様等により、法に定める等級による鉄道賃を支給することが適当でないと部局長が認めるときは、法に定める等級による鉄道賃を支給しないことができる。

第六條中「及び第二項」を「、第二項及び第三項」に改める。

第十四條中「及び着後手当」を削る。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

第十五條　左の各号に掲げる路程に該当する場合に支給する移転料の額は、当該各号に掲げる額とする。

一　鉄道五十キロメートル未満

七千円

二　鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満　九千五百円

2　前項の移転料の額は、当分の間八級以上の職務にある者については、法別表第三に定める割増率を乗じて計算した額とする。

第十六條　左の各号に掲げる場合に支給する着後手当の額は、当該各号に掲げる額とする。

一　住居の移転がない場合　法別表第一の日当定額の一日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額

二　職員のための国設宿舎に住居を移転する場合　法別表第一の日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額

三　前号に掲げる場合を除く外、住居移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合　法別表第一の日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額

2　前項の着後手当の額は、当分の間八級以上の職務にある者については、法別表第三に定める割増率を乗じて計算した額とする。

第二十一條　在勤地以外にわたる旅行であつてその行程が十二・五キロメートル（赴任旅行については八キロメートル）未満のものについては、法第二十七條の規定に準じて計算した旅費を支給する。

第二十二條を第二十三條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十二條　旅行が目的地の存する地域の区分の二以上にまたがる場合における法第三十九條に規定する支度料の額は、左の各号に掲げるところによる。

一　旅行が法別表第二の支度料の欄の甲地方、乙地方及び丙地方のうちの二の地方にまたがる場合における支度料の額は、当該旅行の全期間をそのまたがる二の地方のうち法別表第二に定める支度料の定額の低い一の地方における旅行期間とみなした場合に支給できる支度料の額と、当該旅行のまたがる二の地方のうち定額の高い一の地方における旅行期間（当該地方に向けて出発した日から到着する日まで及び当該地方を出発した日から他の地方に到着する日までの期間を含む。）に応ずる支度料の額とのいずれか高い方の額

二　旅行が法別表第二の支度料の欄の甲地方、乙地方及び丙地方のすべてにまたがる場合における支度料の額は、当該旅行の全期間を乙地方における旅行期間とみなした場合に支給できる支度料の額と、当該旅行の甲地方における旅行期間（当該地方に向けて出発した日から到着する日まで及び当該地方を出発した日から他の地方に到着する日までの期間を含む。）に応ずる支度料の額とのいずれか高い方の額

別表第二秘書官の欄中「一号俸」を「八号俸及び七号俸」に、「二号俸及び五号俸」に、「六号俸及び三号俸」を「四号俸及び三号俸」に、「三号俸」を「二号俸」に改め、同表中

「九級の職務相当	―― 」を
「九級の職務相当	一号俸の俸給月額を受ける者 」に

改め、その他の者の欄中「七級」を「九級」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

正　誤

昭和二十六年十月四日公布政令第三百十九号出入国管理令中

頁	段	誤	正
六五	二	終りから一二	ては、それぞれ
同十月二十二日総理府告示第三百五十八号郡の区域変更中			
四四五	五	終りから七	東野上村
〃	〃	〃（六七	上神野村、猿川村

	上神野村、下神野村、猿川村	

総理府官報報告主任

昭和二十六年八月九日厚生省令第三十三号（診療エックス線技師法施行規則）第二号書式一七〇頁四段終から五行「診療エックス線技師免許証氏名」は「診療エックス線技師免許証　本籍地都道府県　氏名　」の、同八月十八日厚生省令第三十六号（生物学的製剤製造検定規則の一部改正）中三六一頁五段終から二〇行『数』を挿除した」を『必要な』に改める。』の次の項に『第二十四條中「第二十條第二項」を「第二十條第四項」に改める。』を加えるはずの、同八月二十二日厚生省告示第百六十八号（生物学的製剤製造検定規則による試験品の数量）中乾燥B・C・G・ワクチンの項一製造番号ごとの数量及取検定のときの欄中「一cc中八〇mg　五cc一本」を「一cc中八〇mg　五cc二本」に、「一cc中二・四mg　二cc一本」を「一cc中二・四mg　二cc一本のもの」に、「一cc中二・四mg　二cc二本のもの」を「一cc中八〇mg　五cc一本」に改めるはずの、同日厚生省告示第百六十九号中三五頁上段登録番号生第一六〇六号保証成分量中「六・〇」を「六・五」の、同生産業者の氏名又は名称及び住所中「二丁目四番地五」を「二丁目四番地」のいずれも誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十六年十月十七日農林省告示第三百六十九号中三五頁上段上尻の陸域三行「第七百二十番地」を「第七百十二番地」の誤植

昭26.10.25. 第7440号

国会事項

○衆　議　院

◉**政府委員承認**　十月二十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法制意見参事官　井野木益雄

大蔵大臣官房会計課長　小川　潤一

通商産業大臣官房長　永山　時雄

資源庁長官房長　中島　征帆

中小企業庁長官　小笠　公韶

運輸省海運局長　岡田　修一

郵政省郵務局長　松井　一郎

◉**議案提出**　十月二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

○参　議　院

◉**議案提出**　十月二十三日内閣から左の議案を提出した。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

◉**議案受領（予備審査）**　十月二十三日内閣から左の議案が送付された。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

◉**議案付託**　十月二十三日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案（閣法第七号）

大蔵委員会に付託

◉**議案付託（予備審査）**　十月二十三日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

郵便為替法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

郵政委員会に付託

○国立国会図書館

◉**叙任及び辞令**

◉昭和二十六年十月十六日

大蔵事務官　佐藤　健司

国立国会図書館調査員に任命する

国立国会図書館調査員　佐藤　健司

調査立法考査局経済法令調査室勤務を命ずる（十月十六日）

叙任及び辞令

○北海道開発庁

◉昭和二十六年九月一日

近藤　亮一　　金田　稔

松原　豊作　　松田　健次

藤沢　政義　　松田　暮

渡辺　友治　　小寺　豊

川岸　周司　　千葉　義男

村松　武夫　　前野　茂太

（各通）

総理府事務官に任命する

古閑　正孝　　辰雄

五井　辰雄　　矢部正二郎

高橋　香　　近藤　重喜

（各通）

総理府技官に任命する

近藤　亮一

十一級一号俸を給する

北海道開発局長官房会計課長を命ずる　大塚　常治

同　金田　稔

北海道開発局農業水産部土地改良課長を命ずる

総理府技官　古閑　正孝

十一級四号俸を給する

北海道開発局港湾部港湾計画課長を命ずる

同　五井　辰雄

十一級五号俸を給する

北海道開発局稚内開発建設部長を命ずる

総理府事務官　加藤　三朋

北海道開発局札幌開発建設部事務長を命ずる

同　大塚　常治

十級七号俸を給する

北海道開発局小樽開発建設部事務長を命ずる

同　金田　稔

十級七号俸を給する

北海道開発局函館開発建設部事務長を命ずる

同　松原　豊作

十級七号俸を給する

北海道開発局留萌開発建設部事務長を命ずる

同　藤沢　政義

九級七号俸を給する

北海道開発局室蘭開発建設部事務長を命ずる

同　渡辺　友治

九級八号俸を給する

北海道開発局稚内開発建設部技術長を命ずる

総理府技官　矢部正二郎

北海道開発局網走開発建設部技術長を命ずる

総理府事務官　横山　二郎

北海道開発局網走開発建設部事務長を命ずる

同　松田　暮

九級七号俸を給する

北海道開発局帯広開発建設部事務長を命ずる

同　渡辺　友治

九級八号俸を給する

北海道開発局釧路開発建設部技術長を命ずる

総理府技官　高橋　香

十一級三号俸を給する

北海道開発局釧路開発建設部技術長を命ずる

同　小寺　豊

十級七号俸を給する

北海道開発局勤務を命ずる

同　川岸　周司

十級七号俸を給する

北海道開発局勤務を命ずる

村松　武夫

十級五号俸を給する

北海道開発局勤務を命ずる

前野　茂太

九級九号俸を給する

北海道開発局勤務を命ずる

総理府技官　近藤　重喜

九級八号俸を給する

北海道開発局勤務を命ずる　若森倫次郎

北海道開発局長官房会計課長事務取扱を免ずる

総理府技官　大谷信太郎

北海道開発局農業水産部土地改良課長事務取扱を免ずる

同　古河　順治

北海道開発局港湾部港湾計画課長事務取扱を免ずる

同　島　清

北海道開発局稚内開発建設部長事務代理を免ずる（以上九月一日）

○法　務　府

大阪地方検察庁検事　辻　辰三郎

東京地方検察庁検事に補する

検務局公安課長補佐に充てる（十月十七日）

検察事務官　杉浦　八郎

名古屋地方検察庁岡崎支部兼岡崎区検察庁勤務を命ずる（十月二十三日）

○文　部　省

文部教官　加藤　橘夫

アメリカ合衆国へ出張を命ずる（九月十五日）

同　後藤　市兵衛

岩手大学学芸学部附属学校長海外出張不在中事務代理を命ずる（九月十八日）

同　伸彦

（各通）　同　荻原　貞夫

アメリカ合衆国へ出張を命ずる（九月二十八日）

同　田島　重雄

帯広畜産大学講師に補する

同　荒川　雅男

兼ねて弘前大学教授に補する

文部事務官　佐藤　宏

弘前大学教育学部事務長事務代理を命ずる

文部教官　八木　健三

東北大学教授に補する

同　脇　雄祐

秋田大学教授に補する

同　山信田連三

秋田大学助教授に補する

同　都崎雅之助

茨城大学教育学部長二カ年海外出張不在中事務代理を命ずる

同　鈴木　格雄

群馬大学教授に補する

同　赤堀　四郎

兼ねて千葉大学教授に補する

同　三宅　良一

千葉大学薬学部長に補する

同　宮木　高明

千葉大学薬学部長を免ずる

同　脇村義太郎

東京大学経済学部に補する

同　山田盛太郎

東京大学経済学部長を免ずる

同　山田盛太郎

東京大学評議員を命ずる

同　脇村義太郎

東京大学評議員を免ずる

同　永沢　譲次

東京学芸大学助教授に補する

同　上野　正

東京医科歯科大学教授に補する

同　大谷　隆俊

同　常葉　信雄

（各通）　同　岡村　豊治

同　大久保　環

同　角田　正明

東京医科歯科大学講師に補する

女部事務官　本間　春次

新潟大学教育学部事務長を命ずる

同　三雲　誠道

山梨大学学芸学部加納岩分校事務長を命ずる（以上十月一日）

○引揚援護庁

◉昭和二十六年十月十六日

厚生事務官　小池　欣一

（各通）　同　網野　智

同　大崎　康

厚生事務官に兼ねて任命する

（各通）　同　厚生事務官　小池　欣一

同　網野　智

同　大崎　康

長官官房総務課勤務を命ずる

同　田中　義男

復員局復員業務部兼務を命ずる（以上十月十六日）

○経済安定本部

◉昭和二十六年十月一日

農林技官　江口　房雄

経済安定技官に任命する

（各通）　大蔵事務官　照田　弘久

同　吉田　晴二

企業会計基準審議会委員を命ずる

同　明里長太郎

十三級一号俸を給する

経済安定事務官　武田　五郎

十二級一号俸を給する（以上十月一日）

通商産業技官　三土　知芳

国土調査審議会委員を命ずる（十月三日）

官庁事項

○労　働　省

◉**帝国石油争議調停に関する公表**　帝国石油労働組合から昭和二十六年十月十六日、左の事項につき労働関係調整法第十八條第二号の規定によつて調停の申請があつたから、この旨を公表する。

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域

組合側　帝国石油労働組合（本部所在地　東京都新宿区東大久保二丁目三百十七番地）

使用者側　帝国石油株式会社（本社所在地　東京都新宿区東大久保二丁目三百十七番地）

業務の及ぶ地域（但し、瓦斯供給事業のみ）　秋田県秋田市、新潟県柏崎市、同高田市、同加茂市、同長岡市、同五泉町及び同新津町

二、関係公益事業　事業の一部に労働関係調整法第八條第一項第三号の定める瓦斯供給の事業を含む。

三、調停申請事項　賃金値上の件

四、申請のあつた日　昭和二十六年十月二十二日

昭和二十六年十月十六日

中央労働委員会

総理府公告

◉**公益事業委員会事務局名古屋支局公告（第二号）**

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十月二十五日

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日
一、中部電力株式会社申請供給施設概要の変更	木曽川変電所の容量を六、〇〇〇KVAに増加する。 多治見変電所の公称出力を七、九五〇KVAに増加する。 幸田変電所の三三〇KV側公称出力を一三二、〇KVAに増加する。 起変電所の三三〇KV側公称出力を一、五〇〇KVAに増加する。 半田変電所の公称出力を九、〇〇〇KVAに増加する。 入幡変電所の三三〇KV側公称出力を四五、〇〇〇KVAに増加する。 羽黒変電所の公称出力を一七、三〇〇KVAに増加する。 鳥森変電所と永主町変電所の間に三万Vの送電線路二回線を新設する。 清水変電所と西の静岡県内の六万V送電線路を七万Vに昇圧し、これにともない必要とする関係変電所の公称出力の変更並びに関係送電線路の増設、廃止及び区間変更を行う。 備考　第二の件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局名古屋支局の事務所に掲示する。	昭和二十六年十一月八日午前九時　名古屋市東区長塀町二丁目十五番地名古屋通商産業局内
二、同右	河和変電所の公称出力を三、〇〇〇KVAに減少する。	右終了後
三、同右	多治見変電所の公称出力を七、九五〇KVAに増加する。	右終了後
四、同右	幸田変電所の三三〇KV側公称出力を一三二、〇KVAに増加する。	右終了後
五、同右	起変電所の三三〇KV側公称出力を一、五〇〇KVAに増加する。	右終了後
六、同右	半田変電所の公称出力を九、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後
七、同右	入幡変電所の三三〇KV側公称出力を四五、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後
八、同右	羽黒変電所の公称出力を一七、三〇〇KVAに増加する。	右終了後
九、同右	鳥森変電所と永主町変電所の間に三万Vの送電線路二回線を新設する。	右終了後
十、同右	清水変電所と西の静岡県内の六万V送電線路を七万Vに昇圧し、これにともない必要とする関係変電所の公称出力の変更並びに関係送電線路の増設、廃止及び区間変更を行う。	右終了後

備考　第二の件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局名古屋支局の事務所に掲示する。

法務府公告

○工場財団

高崎市八島町一九二番地高崎製紙株式会社から同所一八六番の二外二七筆に跨る同会社高崎工場に属する土地建物及び工作物機械器具等に対して工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有するもの又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十月二十五日

前橋地方法務局高崎支局

○有権者申出

元当局所属公証人和田順之の身元保証金についてその上に権利を有する者は、昭和二十七年四月二十五日までに当局に申出られたい。

昭和二十六年十月二十五日

岡山地方法務局

大蔵省公告

ドイツ財産管理令に基く○株券の再発行に対する異議の申出について

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第十四條の二第一項の規定に基き、ドイツ人財産である株式に係る株券の再発行に対する異議の申出について次のとおり公告する。

昭和二十六年十月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

左に掲げる株券の再発行について、連合国最高司令官の要求があつたから、当該株券を無効とすること及びその再発行を命ずることについて異議がある利害関係人は、昭和二十六年十一月十五日までに、事由を具して大蔵大臣に申し出られたい。

一　ドクター・シー・オツト・アンド・コンパニー名義

レイボルド株式会社発行株券

一株の金額　五十円（全額拂込済）

株券の種類及び枚数　百株券十八枚、五十株券三十五枚

当初株主名及び株券の記号番号

イ　ハインツ・スタインヘルド

甲一〇号から甲一五まで、甲二八号から甲三〇号まで、乙二号、丙三号から丙五号まで、丙三九号から丙六〇まで

ロ　ハインリッヒ・スタインヘルド　丙一〇〇号から丙一〇三号まで、丙三〇六号から丙三〇九号まで、丙四一〇号、丙四一一号

ハ　杉浦龍二　甲一一号、甲一二号

ニ　クルト・マイスナー　甲一三号から甲一八号まで

ホ　天野清　甲一九号

ヘ　ハンス・ワルデマー・リッサイ　乙二五号から乙四〇号まで

二　シー・エル・フアリアン名義

レイボルド株式会社発行株券

一株の金額　五十円（全額拂込済）

株券の種類及び枚数　十株券百五十五枚

当初株主名及び株券の記号番号

シー・エル・フアリアン　丙六号から丙一七八号まで、丙一〇六号から丙一七八号まで

三　チヤイナ・エキスポート・アンド・インポート・バンキング・コーポレーション名義

レイボルド株式会社発行株券

一株の金額　五十円（全額拂込済）

株券の種類及び枚数　五十株券四枚

当初株主名及び株券の記号番号

チヤイナ・エキスポート・アンド・インポート・バンキング・コーポレーション　乙八八号から乙九一号まで

昭26.10.25. 第7440号

文部省公告

登録番号	著作の年月日発行又は興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第六二〇九号の一 昭和二六、六、一〇	昭和一八、一から 大和の巻（歌集）（全一冊）	吉井　勇	著作権の譲渡
第六二一〇号の一 昭和二六、六、一〇	昭和二一、一から 山城の巻（歌集）（全一冊）	吉井　勇	著作権の譲渡

右登録の原因　権の譲渡があつた。
譲渡人　この著作物について、昭和二十六年六月五日左記の者の間に著作
譲受人　右に同じ　吉井　タケ

第六二〇八号の一 昭和二六、六、一〇	短歌風土記、山城の巻（歌集）（全一冊）	昭和二〇、一〇から 昭和二一、一二まで	吉井　勇	著作権の譲渡
第六二〇七号の一 昭和二六、六、一〇	短歌風土記、大和の巻（歌集）（全一冊）	昭和一八、一から 昭和二〇、一二まで	吉井　勇	著作権の譲渡

右登録の原因　権の譲渡があつた。
譲渡人　この著作物について、昭和二十六年六月五日左記の者の間に著作
譲受人　右に同じ　吉井　タケ

第六二〇六号の一 昭和二六、六、一〇	源氏物語情話（全二冊）	大正　六、一〇、一五 大正　七、一、一三	吉井　勇	著作権の譲渡

右登録の原因　権の譲渡があつた。
譲渡人　この著作物について、昭和二十六年六月五日左記の者の間に著作
譲受人　右に同じ　吉井　タケ

第六二〇六号の一 昭和二六、六、一〇	短歌歳時記（歌集）（全一冊）	昭和一六、二から 昭和一七、九まで	吉井　勇	著作権の譲渡

右登録の原因　権の譲渡があつた。
譲渡人　この著作物について、昭和二十六年六月五日左記の者の間に著作
譲受人　右に同じ　吉井　タケ

裁判所公告（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●住所千葉県君津郡佐貫町八十九番地　最後の住所　右同
出生地　不明
出生年月日　慶応二年二月二十一日
死亡の場所　千葉県君津郡佐貫町
死亡年月日　昭和十三年三月二十日
職業　なし
右石渡助右ヱ門の申立により被相続人の財産管理人として住所千葉県君津郡佐貫町佐貫四百八十六番地の二石渡常吉を選任した。
昭和二十六年十月十九日
千葉家庭裁判所木更津支部

●昭和二十六年（家）第一九四号
本籍石川県石川郡額村字大額口百四十九番地　住所右に同じ　申立人　松村　政彰
本籍石川県石川郡額村字大額口百四十七番地　最後の住所右に同じ　被相続人　亡　南部初三郎
職業　日傭人夫　出生の場所　不明　死亡の日時　大正十二年九月二十八日午後七時

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第三号
名古屋市東区赤萩一丁目三十二番地　申立人　柴田　惠章
証券の表示
一、為替手形　一通
右の証券について申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年五月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をせねば其の証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月一日
裁判官　島　準人

（別紙）
証券目録
一種類　為替手形　一通
金額　七万七千七百十九円也
支拂期　昭和二十六年十一月十六日
支拂地　松本市
支拂場所　株式会社八十二銀行松本支店
名宛人　松本市大字白板、長野県繊維製品販売株式会社
引受　右会社取締役長池上喜作
振出地、振出月日、振出人の住所氏名、引受のありたる年月日、裏書譲渡の記載なきもの

●昭和二十六年（ヘ）第三一一号
東京都澁谷区代々木初台町四七三番地　申立人　中筋　敏子
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出をしないときは証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)一株券五枚(ロ)五十株券九枚(ハ)十株券二十枚(ニ)五十株券三枚
株券額面　(イ)五十円(ロ)二百五十円(ハ)五百円(ニ)二千五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　(イ)甲い自第七九一五号至第七九一七号、同第一五一二八号(ロ)甲ろ第二四〇六号、同第一五一二八号(ハ)甲に第二四一号、同第三二三〇号、同第三二六〇号、同第三五九号、同第三五一号、同第四一八八号、同第四二三六号、同第四三三一号(ニ)甲は第三一九五四号、同第五一四〇号、同第一〇二九号、同第一〇六六号、同第一〇二九号、同第一三七四号、同第一四〇五号、同第一五四七号、同第二二七五号、同第七七四八号、同第七七四九号、同第七七五〇号、同第七七五一号、乙は第七七四九号、丙は自第七九九四二号至第七九九四六号、同自第四一〇九七号至第四一一〇一号(ホ)甲に第一四七八号、同第六四一四号、同第七二八六号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　伊丹忠雄

●昭和二十六年（ヘ）第三六七号
東京都中央区日本橋兜町一丁目八番地　証拠一階　申立人　日本証券株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　日立造船株式会社株式　一百株
数量　百株券一枚
額面金額　金五千円
一株の拂込金額　金五千円
記号番号　ほ丁第三八五二号
発行者　日立造船株式会社
最終株主　堀池サダ

●昭和二十六年（ヘ）第三六八号
滋賀県大津市柳町七　申立人　桐原　虎蔵
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十二日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　日立造船株式会社株式　一百株
数量　百株券一枚
額面金額　金五千円
一株の拂込金額　金五千円
記号番号　ほ丁第三八五二号
発行者　日立造船株式会社
最終株主　堀池サダ

●昭和二十六年（ヘ）第三六九号
大阪府中河内郡柏原町国道筋、西野礦業株式会社内　申立人　森口　良一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十二日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　約束手形二通
番号　(イ)第五四七号(ロ)第五三五号
額面　(イ)金一十五万円也(ロ)金五万円也
支拂期日　昭和二十六年十一月二十日
支拂地、振出地　大阪市
支拂場所　株式会社協和銀行大阪南支店
振出人　光洋精工株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第三七〇号
大阪市東住吉区田辺町八丁目四番地　申立人　山本　包男
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年六月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と提出をせねばその証券を無効とする旨の判決をなすべきことがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
株式会社神戸製鋼所株券一百株券一枚
記号番号　そ第七二三五四号
額面金額　金五千円也
一株の金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年二月一日
最終名義人　安田正規
最終所持人　山本包男
株券発行者　株式会社神戸製鋼所

●昭和二十六年（ヘ）第三七一号
大阪市東住吉区平町元町六丁目八十八番地　富士ヘルド株式会社　代表清算人　加藤　規

正誤
昭和二十六年九月一日二四頁裁判所公告欄大阪簡易裁判所公示催告昭和二十六年（ヘ）第二五六号目録中「C第六九九五号」は「C第二六九九五号」の誤り。

会社その他の公告

解散公告（第三回）
当社儀昭和二十六年九月三十日株主総会の決議で解散しましたから当社に債権ある向は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し御申出なき時は清算から除外せられることがあります。
昭和二十六年十月十七日
大阪市東住吉区平町元町六丁目八十八番地　富士ヘルド株式会社　代表清算人　加藤　規

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年九月三十日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出の無いときは清算より除外することがある。
昭和二十六年十月二十三日
福岡市下警固九百八十四番地　西日本野球株式会社　清算人　吳島勘三郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年九月三十日臨時株主総会の決議により解散しましたから当会社に対し債権を有する者は二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十六日
大阪市南区順慶町通四丁目六十八番地　牧田メリヤス株式会社　代表清算人　牧田清兵衛

解散公告（第三回）
本会社は解散したので債権者は本公告の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出ないと清算より除斥します。
昭和二十六年十月十六日
札幌市北一條西七丁目三番地　北海靴商事有限会社　清算人　鈴木　喜一

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年九月二十八日の株主総会の決議で解散しましたから公告催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十二日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　約束手形一通
金額　三十一万七百六十五円五十銭也
支拂期日　昭和二十六年十一月十日
支拂地　大阪市
支拂場所　大和銀行小林町支店
振出地　大阪市
振出日　昭和二十六年八月十日
振出人　住所大阪市大正区小林町一七〇番地、商号昭和林業株式会社　名宛人　住所大阪市東区今橋五丁目十四番地、商号安宅産業株式会社

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年九月三十日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十月二十三日
福岡市天神町二十八番地　株式会社九州経済新聞社　清算人　栗本　雄三

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年五月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十月二十二日
東京都千代田区丸ノ内二丁目八番地　安原産業株式会社　清算人　宮城　穣

資本減少公告
当会社は昭和二十六年八月三十一日開催の臨時株主総会に於て資本の額一千万円（発行済株式総数二十万株）を資本の額金六百万円（発行済株式総数十二万株）に減少し繰越欠損金を填補することに決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十月二十二日
清水市清水字清開一三一番地　伊藤寅吉商事株式会社　代表取締役　伊藤徳太郎

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年八月二十二日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有する方は第一回公告の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。
昭和二十六年十月十六日
茨木市大字茨木千七十四番地　ミツワ蒲鉾株式会社　清算人　豆野九一郎

●昭和二十六年（ヘ）第三六六号
福岡市箱崎馬場町五ノ組　伊丹　忠雄
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　十株券二十枚(ロ)五十株券九枚(ハ)五十株券三枚
株券額面　(ロ)五十円(ハ)二百五十円(ニ)二千五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　(イ)甲い自第七九一五号至第七九一七号、同第一五一二八号(ロ)甲ろ第二四〇六号、同第一五一二八号(ハ)甲に第二四一号、同第三二三〇号、同第三五九号、同第三五一号、同第四一八八号、同第四二三六号、同第四三三一号(ニ)甲は第三一九五四号、同第五一四〇号、同第一〇二九号、同第一〇六六号、同第一〇二九号、同第一三七四号、同第一四〇五号、同第一五四七号、同第二二七五号、同第七七四八号、同第七七四九号、同第七七五〇号、同第七七五一号、乙は第七七四九号、丙は自第七九九四二号至第七九九四六号、同自第四一〇九七号至第四一一〇一号(ホ)甲に第一四七八号、同第六四一四号、同第七二八六号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　伊丹忠雄

●昭和二十六年（ヘ）第三六七号
東京都中央区日本橋兜町一丁目八番地　証拠一階　申立人　日本証券株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　日立造船株式会社株式　一百株
数量　百株券一枚
額面金額　金五千円
一株の拂込金額　金五千円
記号番号　ほ丁第三八五二号
発行者　日立造船株式会社
最終株主　堀池サダ

●昭和二十六年（ヘ）第三六八号
滋賀県大津市柳町七　申立人　桐原　虎蔵
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十二日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　日立造船株式会社株式　一百株
数量　百株券一枚
額面金額　金五千円
一株の拂込金額　金五千円
記号番号　ほ丁第三八五二号
発行者　日立造船株式会社
最終株主　堀池サダ

●昭和二十六年（ヘ）第三六九号
大阪府中河内郡柏原町国道筋、西野礦業株式会社内　申立人　森口　良一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十二日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　約束手形二通
番号　(イ)第五四七号(ロ)第五三五号
額面　(イ)金一十五万円也(ロ)金五万円也
支拂期日　昭和二十六年十一月二十日
支拂地、振出地　大阪市
支拂場所　株式会社協和銀行大阪南支店
振出人　光洋精工株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第三七〇号
大阪市東住吉区田辺町八丁目四番地　申立人　山本　包男
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年六月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と提出をせねばその証券を無効とする旨の判決をなすべきことがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
株式会社神戸製鋼所株券一百株券一枚
記号番号　そ第七二三五四号
額面金額　金五千円也
一株の金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年二月一日
最終名義人　安田正規
最終所持人　山本包男
株券発行者　株式会社神戸製鋼所

●昭和二十六年（ヘ）第三七一号
東京都澁谷区代々木初台町四七三番地　申立人　中筋　敏子
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
株式会社百株券二枚
額面　五千円
一株の拂込金　五十円
記号番号　３Ａ第三三二九号、第三三一八号
最終株主　生島正己
最終所持人　丸高証券株式会社取締役社長高橋昭治

●昭和二十六年（ヘ）第三七二号
大阪市東成区東小橋北之町一丁目百六十二番地　申立人　西田　賛治
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
株式会社百株券㋑百株券二枚㋺五十株券二枚
株券額面　㋑金五千円也㋺金二千五百円也
記号番号及最終株主　㋑統ろ一二〇〇九二（金九五千円）、同一五一一四九（西田貴治）㋺統ほ一二七九三（金九五千円）、同一七二二二（西田貴治）
発行者　日新化学工業株式会社
発行日　何れも昭和二十五年五月一日
最終所持人　西田貴治

●昭和二十六年（ヘ）第三六四号
山口県佐波郡島地村字蔵場　申立人　中村　ヨシ
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)一百株券一枚
株券額面　(イ)金五千円
一株に付拂込　(イ)金五千円
記号番号　Aは第一三九三七六号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　中村ヨシ

●昭和二十六年（ヘ）第三六五号
大阪市東区今橋五丁目十四番地　安宅産業株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目録
一種類　約束手形　一通
金額　三十一万七百六十五円五十銭也
支拂期日　昭和二十六年十一月十日
支拂地　大阪市
支拂場所　大和銀行小林町支店
振出地　大阪市
振出日　昭和二十六年八月十日
振出人　住所大阪市大正区小林町一七〇番地、商号昭和林業株式会社　名宛人　住所大阪市東区今橋五丁目十四番地、商号安宅産業株式会社

第7440号

し、決議致しましたに就ては右減資に異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に其の旨御申出相成度商法の規定に基き公告致します。

昭和二十六年十月二十日

静岡市馬淵町三丁目十七番地

静岡薬品産業株式会社

債権者各位

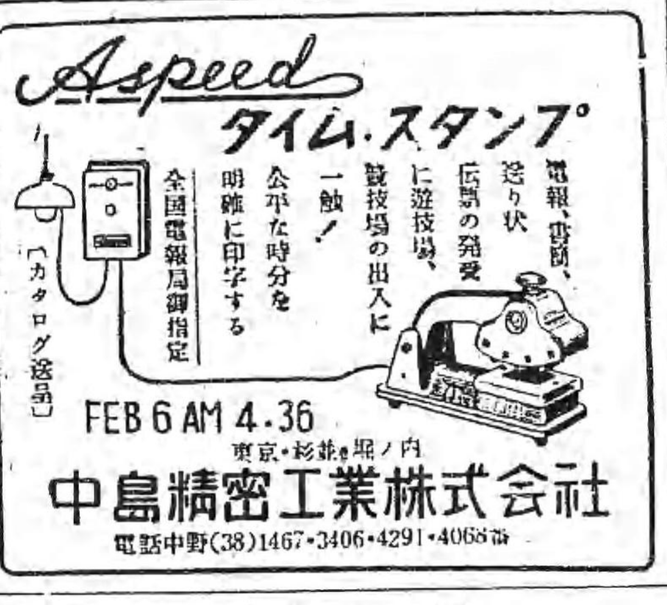

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月六日臨時株主総会の決議により同日解散致しましたから当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から向う二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に申出のない場合は清算から除外致します。

昭和二十六年十月二十二日

大阪市東住吉区北田辺町八百六十六番地

近畿大学高専服株式会社

代表清算人　高畠　欽吾

解散公告（第二回）

当協会は昭和二十六年九月十八日社員総会の決議により解散しましたので当協会に対して債権を有せられる方は昭和二十七年一月三十一日までに御申出下さい。若し右期日までに御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十月二十五日

大阪市東区唐物町一丁目四番地

社団法人染料協会

清算人　後藤　捷一

同　寺崎　文二

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十月二十三日附参会第九号一六頁●同二十五日附第八十六号八頁

公告（第二回）

昭和二十六年八月一日財団法人日本スケール高等学校は其の財産一切を学校法人日本文教学園に寄附し解散したのでその責任に期すべき衡資証券返還責任は学校法人日本文教学園に於て引受けました。異議ある方は二箇月内に御申出下さい。御申出なき時は承認されたものと認めます。

昭和二十六年八月二十五日

浜松市田町一七五

財団法人　日本スケール
学校法人　高等学校
日本文教学園

解散公告（第三回）

当会社は本年九月二十日解散したるにつき債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に債権の申出相成度御申出なきときは清算より除斥せらるべく御承知願ます。

昭和二十六年十月一日

熊本市紺屋町二丁目四七の二

福助南九州販売株式会社

清算人　鈴木　良市

株式会社解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年九月十七日の株主総会の決議により同日解散した。依て当会社に対し債権を有する者はこの公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十月二十三日

東京都杉並区堀の内一丁目百六十二番地

東京食品工業株式会社

代表清算人　下谷　勇蔵

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十月一日株主総会の決議に依り解散したので当会社に債権を有する方は本広告第一回掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十六年十月一日

静岡市若松町百十四番地の五

山梨木工株式会社

資本減少公告

当会社は昭和二十六年八月二十五日臨時社員総会に於て資本金七十万円を二十万円に減少する決議をした。此の資本減少に異議ある者は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に其の旨申出られ度い。

昭和二十六年九月十日

東京都八王子市中野町三九二二番地

有限会社米富士鉄工所

代表取締役　米津作太郎

債権者集会告知

大垣市栗屋町六　**森原証券株式会社**

右は昭和二十五年六月十日証券業を廃止したから証券取引法第四十一條第四項による債権者は昭和二十六年十一月十五日午後一時に参集せられたい。右期日迄に届出又は当日出席なきときは配分より除斥せられることがある。

昭和二十六年十月十二日

右代表取締役　野原　昌一

代理人弁護士　三輪　勝治

抽籤及償還予告

昭和二十六年十月

株式会社日本勧業銀行

来る十一月一日午前九時より当行内に於て左記債券の抽籤を執行致します。

記

貯蓄債券第九回四十組九万二千円、戦時貯蓄債券第七回百十五組五十八万六千五百円、同第十四回九十五組四十八万九千九百円、報国債券第九回十組四十万円、同第十回十五組四十八万円、同第十一回四十五組百二十二万五千円、同第十回十五組四十二万八千八百円、勧業債券第三七回五組一百七万五千円、同第六八回八組四万円、同第七五回一二組六万円、割引第八回五組三万円、勧業債券第一四一回一六二回六万円、同第一四三回四十万円、同第一四四回五十万円、同第一四七回五十六万円、同第一五三回八十万円、濃飛農工債券第二八回三万五千円、大阪農工債券第九二回十万円、兵庫県農工債券第一七三回二十二万円、同第一七四回七万四千円、滋賀県農工債券第一〇〇回三万円、同第一〇一回六万円、同第一〇二回二万円、茨城農工債券第一五六回四万五千円、同第一六〇回三万円、同第一六一回六万円、同第一六二回六万円、愛知県農工債券第一五五回八万円、岡山県農工債券第一三七回二万円、同第一四八回十万円

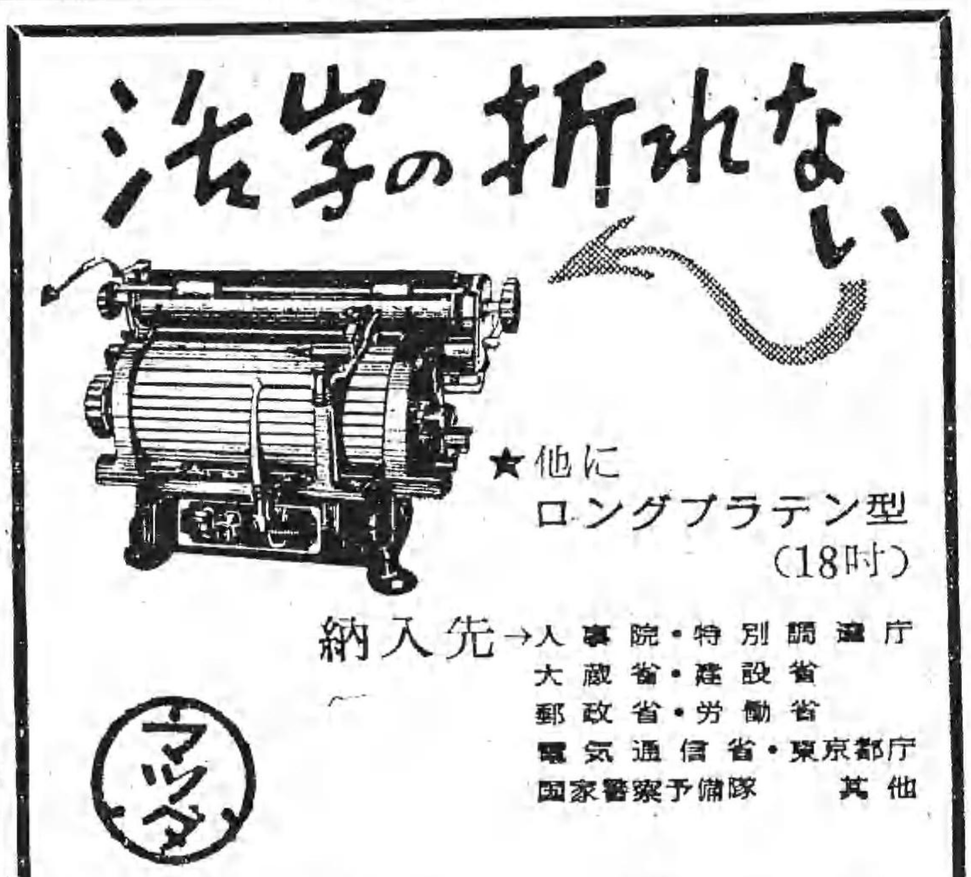

第三期決算公告

昭和二十六年六月三十日現在

貸借対照表

資産の部

土地	三六七、五九四・〇〇
建物	五、〇四三、四七八・八七
船舶	三七、〇一一、四二一・九五
什器備品	七三四、四二七・三八
器械器具	一〇、八六四、四〇三・九四
網棚設備	四三五、六四三・〇〇
建設仮勘定	二〇九、五〇〇・〇〇
加入金	二二六、五〇〇・〇〇
投資勘定	五、九五〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	一、〇五〇、〇〇〇・〇〇
漁業内需要品	一九、〇七一、九一七・〇〇
船資材	一九、五五〇、五五七・五六
製品	一九、九〇一、三一四・三七
商品	三五、四六〇、九四〇・二八
現金	四、五四九、四五二・四三
預金	九六九、六一二・二六
受取手形	八三九、四六〇・二三
仕掛工事	二、三五三、二六八・八〇
未収入金	六七、四五〇・〇〇
売掛金	一、四〇八、五二五・一〇
未経過勘定	二五、五三一、八一一・五一
遠洋仕込金	二、二三八、七七四・四六
仮拂金	二、四七四、九七八・三八
前期欠損金	四八、二一一、三五四・五七
	一一、三五四、八八九・二六
合計	二六三、三八五、二七五・三四

負債の部

資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	三五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
退職手当基金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
貸倒準備金	八六、四九〇、〇〇〇
当期利益金	七、五七九、三八六・八二
長期借入金	二四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
短期借入金	三七、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支拂手形	五七、二一三、六八三・二〇
未拂金	二五、七〇四、一五一・三九
買掛金	二五、一二〇、八五九・〇五
仮受金	四二、六二八、二二九・九一
預り金	五〇二、四七四・九七
合計	二六三、三八五、二七五・三四

昭和二十六年八月三十一日

長崎市元船町一丁目三番地

長崎漁業株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)二一一番官報課
振替東京一九〇〇〇

昭26.10.25.

官報

号外（第八十六号）

総理府公告

◉指定理由取消公告

第九号

昭和二十六年十月二十五日

内閣官房長官　岡崎　勝男

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第四條の二第一項の規定により昭和二十六年十月十六日内閣総理大臣が左記事項につき覚書該当者としての指定又は指定の理由の一部を取り消した者の氏名等である。

二、指定を取り消された者が公職に就こうとするとき又は公選による公職に立候補しようとするとき、並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第五條第三項に規定する受給権を取得しようとする場合は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、公職資格審査の調査表を提出し、非該当の確認を受けなければならない。

記

B項（職業軍人）

正規陸軍将校

正規海軍将校

陸海軍将校と他の該当理由のあるもの

○正規陸軍将校

大佐

阿部一郎　静岡
間道麿　福岡
松賀美　埼玉
赤紫幾太郎　千葉
青木市次郎　愛知
青山龍蔵　宮城
荒井静　東京
有馬七五郎　東京
有田正秀　愛媛
吉見茂　東京
馬場鎮江　神奈川
土肥栄次郎　和歌山
海老清毅　京都
惠木誠愛　知
遠藤真一　東京
大輔神奈川

阿部保太郎　東京
相賀寅甫　千葉
赤松得二郎　石川
秋山豊平　山梨
青柳時香　東京
荒井久東　京
有地藤太郎　山口
有田仁三郎　香川
浅田爾三郎　東京
阿津川貞才　京都
中鉢吾一　山口
江橋道審　東京
衣斐直夫　高知
遠藤誠宮　崎
江里口清一　佐賀
藤平養三　千葉

医

藤井勝馬　長崎
藤本末吉　大阪
藤岡杉高　石川
藤崎八三郎
藤田正直三　重
深津清愛　知
福原敬栃　木
船橋定吉　愛知
古川勝彦　栃木
古蘭孝　鹿児島
二見仙太郎　神奈川
後藤秀四郎　千葉
後藤元治　神奈川
後藤静男　埼玉
浜口鶴松　東京
原久松　愛知
原田文夫　宮城
服部敬三　東京
早川鯉三郎　新潟
林寛三　静岡
日比野政吉　岐阜
樋口俊　東京
日置勝　東京
日野梅三郎　愛媛
本多重平　愛知
本田倉次郎　京都
平野克己　大分
平野一　広島
広瀬英吉　静岡
日野原齊　兵庫
市川一郎　山口
星野胞治　栃木
堀好和三　重
本多貞晴　栃木
本間力彌　宮城
木川治郎　兵庫
木村清　静岡
木村元吉　埼玉
本山友吉　佐賀
南岩手
村松清作　静岡
村上正路　宮城
村岡利三郎　山口
永井武一　静岡
永島利朗　神奈川
中川茂雄　愛知
中原政次　東京
中平勇吉　長野
中島鉄也　静岡
中村興麿　東京
中谷定之丞　京都
中山隆策　静岡
中里三樹三　東京
並河等　山形
直田久太郎　兵庫
成田喜代治　青森
根本荘
二ノ宮松美　大分
西上義郎　兵庫
西村善輝　石川
西野恒夫　石川
西吉静太郎　京都
西脇寛二郎　兵庫
西沢竹蔵　東京
野村定五郎　神奈川
野中直一　東京
野沢広　東京
小畑巌三郎　東京

医

小出忠一　愛知
小島錦吉　長野
小林龍三　佐賀
小関義雄　北海道
小藤繁治　福島
小山三郎　奈良
久保武　神奈川
小林靖次郎　長野
小林賢治　東京
小林茂九万　京都
小林弼祐　東京
小林直次　東京
小林省三　長野
小林誠夫　東京
小柳亮一　佐賀
小畔小次郎　新潟
小山永行　埼玉
小野公臣　高知
小野義章　長野
小野宏　東京
小野修　長野
小野宗和　東京
小川正規　埼玉
小川宗一　東京
小川美介　山口
小坂信男　滋賀
小菅竹治　福島
小柳辛雄　広島
小野寺幸人　熊本
小野寺貞吉　岩手
小野寺弁吉　東京
小野寺豊治　群馬
小野寺来　広島
小野寺辛島　大分
小野寺啓　大分
小野寺柏木
小野寺片山　雄　広島
小野寺加藤雄太郎　青森
小野寺加藤大吉　大分
小野寺川島　晃香　福岡
小野寺吉瀬八三　福岡
小野寺菊味正夫　茨城
小野寺木村永三　長野
小野寺木村直孝　奈良
小野寺喜多藤吉　東京
小野寺北村亀作　東京
小野寺清野孝蔵　埼玉
小野寺康弼祐　東京
小野寺河村通之山　口
小野寺川崎正規　埼玉
小野寺川上義雄　鳥取
小野寺川久保二之助　鹿児島
小野寺河原幸三　愛媛
小野寺加藤雄太郎　京都
小野寺勝田久貫　東京
小野寺加藤大吉　大分
小野寺片山　雄　広島
小野寺柏木　啓　大分
小野寺辛島　来　大分
小野寺金子豊治　群馬
小野寺上泉貞吉　岩手
小野寺蒲地源六　東京
小野寺神沓該郎　東京
小野寺戒田藤次郎　愛媛
小野寺門田宮一郎　島根
小野寺岩崎京太郎　奈良
小野寺岩生力次郎　滋賀
小野寺糸井宇吉　東京
小野寺伊藤趙　東京
小野寺伊藤弘道　愛知

技

小野寺伊藤光蔵　東京
小野寺伊藤喜三　山口
小野寺糸山静一　佐賀
小野寺岩本績　新潟
小野寺岩田富士太郎　岐阜
小野寺浄法寺朝美　栃木
小野寺甲斐恒喜　熊本
小野寺皆田藤七郎　福岡
小野寺梶山美介　山口
小野寺亀山政之亟　千葉
小野寺上原清二　岐阜
小野寺上坂信男　滋賀
小野寺菅野竹治　福島
小野寺柄沢修輔　埼玉
小野寺片山幸雄　広島
小野寺加藤長左エ門　宮城
小野寺桂宇一郎　大阪
小野寺河田惠長治　岡山
小野寺河北勝蔵　滋賀
小野寺川本重太郎　広島
小野寺川上真長　野県
小野寺川村修長　野県
小野寺川崎宗和　東京
小野寺川谷春治　高知
小野寺北沢義章　長野
小野寺北島米三　神奈川
小野寺木本氏房　千葉
小野寺木村元吉　埼玉
小野寺桐野宏　東京
小野寺菊地武秀　石川
小野寺清岡公臣　高知
小野寺北村好和三　重
小野寺星野胞治　栃木
小野寺堀江理一　大阪
小野寺平野博成　東京
小野寺平野義基
小野寺本多近愛　知
小野寺本間力彌　宮城
小野寺本川治郎　兵庫
小野寺平池英太郎　東京
小野寺後藤斯馬太　東京
小野寺後藤百人　東京
小野寺羽生俊助　東京
小野寺葉室俊雄　熊本
小野寺原晴次　栃木
小野寺原田弟吉
小野寺服部宗一　岡山
小野寺早川利広　東京
小野寺布施直岩　手
小野寺布沢幸治　東京
小野寺後藤百人　東京
小野寺後藤斯馬太　東京
小野寺羽生俊助　東京
小野寺葉室俊雄　熊本
小野寺原晴次　栃木
小野寺原田弟吉
小野寺服部宗一　岡山
小野寺早川利広　東京
小野寺布施直岩　手
小野寺布沢幸治　東京
小野寺舟橋茂介　東京
小野寺古屋朔郎　東京
小野寺深草厚之　熊本
小野寺藤沢一孝　東京
小野寺藤田省三　埼玉
小野寺藤野彰　東京
小野寺伊藤光蔵　東京
小野寺伊藤喜三　山口
小野寺糸山静一　佐賀
小野寺岩本績　新潟
小野寺浄法寺朝美　栃木
小野寺甲斐恒喜　熊本
小野寺皆田藤七郎　福岡
小野寺梶山美介　山口
小野寺亀山政之亟　千葉
小野寺上原清二　岐阜
小野寺上坂信男　滋賀
小野寺菅野竹治　福島
小野寺柄沢修輔　埼玉
小野寺片山幸雄　広島
小野寺加藤長左エ門　宮城
小野寺桂宇一郎　大阪
小野寺河田惠長治　岡山
小野寺河北勝蔵　滋賀
小野寺川本重太郎　広島
小野寺川上真長　野県
小野寺川村修長　野県
小野寺川崎宗和　東京
小野寺川谷春治　高知
小野寺北沢義章　長野
小野寺北島米三　神奈川
小野寺木本氏房　千葉
小野寺木村元吉　埼玉
小野寺桐野宏　東京
小野寺菊地武秀　石川
小野寺清岡公臣　高知
小野寺小畔小次郎　新潟
小野寺小柳亮一　佐賀
小野寺小山永行　埼玉
小野寺小林誠夫　東京
小野寺小林省三　長野
小野寺小太津　福井
小野寺近藤勇　福岡
小野寺古瀬猛二　東京
小野寺香宗我部素高　知
小野寺久留島群造　広島
小野寺楠本小二郎　東京
小野寺馬淵満次郎　大阪
小野寺熊谷正昭　東京
小野寺倉島松郎　東京
小野寺黒江敬吉　東京
小野寺黒川敬蔵　熊本
小野寺黒田英吾　宮城
小野寺黒石退三　愛知
小野寺石上磊　栃木
小野寺石井十郎　福岡
小野寺石井吉次　富山
小野寺石川喜代見　大阪
小野寺石川久七郎　兵庫
小野寺石沢理三郎　愛知
小野寺板倉雌　京都

医

小野寺井上国彦太　神奈川
小野寺入江義男　東京
小野寺伊勢喜之助　福島
小野寺隠岐熊男
小野寺幾尾文規　福岡
小野寺池上啓太郎　石川
小野寺飯村輔夫　東京
小野寺井原齊　兵庫
小野寺市川一郎　山口
小野寺星野胞治　栃木
小野寺堀好和三　重
小野寺日野梅三郎　愛媛
小野寺本多重平　愛知
小野寺本田倉次郎　京都
小野寺平野克己　大分
小野寺平野一　広島
小野寺日野原英吉　静岡
小野寺日置勝　東京
小野寺樋口俊　東京
小野寺日比野政吉　岐阜
小野寺日野原齊　兵庫
小野寺林寛三　静岡
小野寺早川鯉三郎　新潟
小野寺服部敬三　東京
小野寺原田文夫　宮城
小野寺原久松　愛知
小野寺浜口鶴松　東京
小野寺後藤静男　埼玉
小野寺後藤元治　神奈川
小野寺後藤秀四郎　千葉
小野寺二見仙太郎　神奈川
小野寺古蘭孝　鹿児島
小野寺古川勝彦　栃木
小野寺船橋定吉　愛知
小野寺福原敬　栃木
小野寺深津清愛　知
小野寺藤田正直三　重
小野寺藤崎八三郎
小野寺藤岡杉高　石川
小野寺藤本末吉　大阪
小野寺藤井勝馬　長崎

医

伊藤弘道　愛知
伊藤趙　東京
糸井宇吉　東京
五峯作一　滋賀
岩生力次郎　滋賀
岩崎京太郎　奈良
門田宮一郎　島根
戒田藤次郎　愛媛
海江田鉄也　東京
蒲地源六　東京
神沓該郎　東京
上泉貞吉　岩手
金子豊治　群馬
辛島来　大分
柏木啓　大分
片山雄　広島
加藤大吉　大分
加藤雄太郎　青森
勝田久貫　東京
河原幸三　愛媛
川上義雄　鳥取
川久保二之助　鹿児島
河村通之山　口
川崎正規　埼玉
川島晃　香川
吉瀬八三　福岡
菊味正夫　茨城
木村永三　長野
木村直孝　奈良
喜多藤吉　東京
北村亀作　東京
清野孝蔵　埼玉
康弼祐　東京
小林賢治　東京
小林靖次郎　長野
小林茂九万　京都
小林龍三　佐賀
小関義雄　北海道
小藤繁治　福島
小山三郎　奈良
久保武　神奈川
小林直次　東京
小林省三　長野
小林誠夫　東京
小柳亮一　佐賀
小畔小次郎　新潟
小山永行　埼玉
小野公臣　高知
小野義章　長野
小野宏　東京
小野修　長野
小野宗和　東京
小川正規　埼玉
小川宗一　東京
小川美介　山口
小坂信男　滋賀
小菅竹治　福島
小柳辛雄　広島
小野寺幸人　熊本
小野寺貞吉　岩手
小野寺弁吉　東京
小野寺豊治　群馬
小野寺来　広島
小野寺辛島　大分
小野寺啓　大分
小野寺柏木
小野寺片山　雄　広島
小野寺加藤雄太郎　青森
小野寺加藤大吉　大分
小野寺川島　晃香　福岡
小野寺吉瀬八三　福岡
小野寺菊味正夫　茨城
小野寺木村永三　長野
小野寺木村直孝　奈良
小野寺喜多藤吉　東京
小野寺北村亀作　東京
小野寺清野孝蔵　埼玉
小野寺康弼祐　東京
小野寺河村通之山　口
小野寺川崎正規　埼玉
小野寺川上義雄　鳥取
小野寺川久保二之助　鹿児島
小野寺河原幸三　愛媛
小野寺加藤雄太郎　京都
小野寺勝田久貫　東京
小野寺加藤大吉　大分
小野寺片山　雄　広島
小野寺柏木　啓　大分
小野寺辛島　来　大分
小野寺金子豊治　群馬
小野寺上泉貞吉　岩手
小野寺蒲地源六　東京
小野寺神沓該郎　東京
小野寺戒田藤次郎　愛媛
小野寺門田宮一郎　島根
小野寺岩崎京太郎　奈良
小野寺岩生力次郎　滋賀
小野寺糸井宇吉　東京
小野寺伊藤趙　東京
小野寺伊藤弘道　愛知

技

小野寺伊藤光蔵　東京
小野寺伊藤喜三　山口
小野寺糸山静一　佐賀
小野寺岩本績　新潟
小野寺岩田富士太郎　岐阜
小野寺浄法寺朝美　栃木
小野寺甲斐恒喜　熊本
小野寺皆田藤七郎　福岡
小野寺梶山美介　山口
小野寺亀山政之亟　千葉
小野寺上原清二　岐阜
小野寺上坂信男　滋賀
小野寺菅野竹治　福島
小野寺柄沢修輔　埼玉
小野寺片山幸雄　広島
小野寺加藤長左エ門　宮城
小野寺桂宇一郎　大阪
小野寺河田惠長治　岡山
小野寺河北勝蔵　滋賀
小野寺川本重太郎　広島
小野寺川上真長　野県
小野寺川村修長　野県
小野寺川崎宗和　東京
小野寺川谷春治　高知
小野寺北沢義章　長野
小野寺北島米三　神奈川
小野寺木本氏房　千葉
小野寺木村元吉　埼玉
小野寺桐野宏　東京
小野寺菊地武秀　石川
小野寺清岡公臣　高知
小野寺小畔小次郎　新潟
小野寺小柳亮一　佐賀
小野寺小山永行　埼玉
小野寺小林誠夫　東京
小野寺小林省三　長野
小野寺小太津　福井
小野寺近藤勇　福岡
小野寺古瀬猛二　東京
小野寺香宗我部素高　知
小野寺久留島群造　広島
小野寺楠本小二郎　東京
小野寺馬淵満次郎　大阪
小野寺熊谷正昭　東京
小野寺倉島松郎　東京
小野寺黒江敬吉　東京
小野寺黒川敬蔵　熊本
小野寺黒田英吾　宮城
小野寺黒石退三　愛知
小野寺石上磊　栃木
小野寺石井十郎　福岡
小野寺石井吉次　富山
小野寺石川喜代見　大阪
小野寺石川久七郎　兵庫
小野寺石沢理三郎　愛知
小野寺板倉雌　京都

医

前崎正雄　鹿児島
牧野鉄彌　愛知
真砂野圭　東京
増住一男　北海道
松田秀男　熊本
松井幹愛　福岡
松井卯吉　新潟
松信弘毅　千葉
松尾清英　埼玉
松本吉三郎　大阪
松井喬　岡山
松井正雄　兵庫
松原積之助　三重
松本静一　新潟
松岡杉高　石川
松崎八三郎
松田正直三　重
深津清愛　知
福原敬栃　木
船橋定吉　愛知
古川勝彦　栃木
古蘭孝　鹿児島
二見仙太郎　神奈川
後藤秀四郎　千葉
後藤元治　神奈川
後藤静男　埼玉
浜口鶴松　東京
原久松　愛知
原田文夫　宮城
服部敬三　東京
早川鯉三郎　新潟
林寛三　静岡
日比野政吉　岐阜
樋口俊　東京
日置勝　東京
日野梅三郎　愛媛
本多重平　愛知
本田倉次郎　京都
平野克己　大分
平野一　広島
広瀬英吉　静岡
日野原齊　兵庫
市川一郎　山口
星野胞治　栃木
堀好和三　重
本多貞晴　栃木
本間力彌　宮城
木川治郎　兵庫
木村清　静岡
木村元吉　埼玉
本山友吉　佐賀
南岩手
村松清作　静岡
村上正路　宮城
村岡利三郎　山口
永井武一　静岡
永島利朗　神奈川
中川茂雄　愛知
中原政次　東京
中平勇吉　長野
中島鉄也　静岡
中村興麿　東京
中谷定之丞　京都
中山隆策　静岡
中里三樹三　東京
並河等　山形
直田久太郎　兵庫
成田喜代治　青森
根本荘
二ノ宮松美　大分
西上義郎　兵庫
西村善輝　石川
西野恒夫　石川
西吉静太郎　京都
西脇寛二郎　兵庫
西沢竹蔵　東京
野村定五郎　神奈川
野中直一　東京
野沢広　東京
小畑巌三郎　東京

医

牧野文一　香川
丸山豊　京都
増田正　東京
松原積之助　三重
松井正雄　兵庫
松井喬　岡山
松本吉三郎　大阪
松尾清英　埼玉
翠川次保　長野
叢田武五郎　東京
美濃正茂　東京
三輪義一　岐阜
宮井猶次郎　大阪
宮本悦雄　広島
宮脇長吉
宮崎次郎　福岡
宮崎武三　熊本
溝田基三郎　佐賀
水田一貫　石川
森肇山　口
森昌治　北海道
森川徹男　埼玉
守本用平　東京
森定惠岡
諸口貞彦　栃木
本山友吉　佐賀
村上甫岩　手
村松清作　静岡
村田又次郎　福岡
永松三郎　佐賀
永島金四郎　福岡
中田一実　愛知
中河原親一　東京
中平常松　広島
中島又三　東京
中村三雄　鹿児島
中野泰治　神奈川
中山直敏　東京
中山友蔵　東京
生田目光　東京
難波恭一　東京
成沢清　千葉
成谷勇　東京
二階堂健　宮城
西垣新七　愛知
西川平一　東京
西村善輝　石川
西脇寛二郎　兵庫
西沢竹蔵　東京
野村定五郎　神奈川
野中直一　東京
野沢広　東京
小畑巌三郎　東京

医

牧野文一　香川
丸山豊　京都
増田正　東京
松原積之助　三重
松井正雄　兵庫
松井喬　岡山
松本吉三郎　大阪
松尾清英　埼玉
翠川次保　長野
叢田武五郎　東京
美濃正茂　東京
三輪義一　岐阜
宮井猶次郎　大阪
宮本悦雄　広島
宮脇長吉
宮崎次郎　福岡
宮崎武三　熊本
溝田基三郎　佐賀
水田一貫　石川
森肇山　口
森昌治　北海道
森川徹男　埼玉
守本用平　東京
森定惠岡
諸口貞彦　栃木
本山友吉　佐賀
村上甫岩　手
村松清作　静岡
村田又次郎　福岡
永松三郎　佐賀
永島金四郎　福岡
中田一実　愛知
中河原親一　東京
中平常松　広島
中島又三　東京
中村三雄　鹿児島
中野泰治　神奈川
中山直敏　東京
中山友蔵　東京
生田目光　東京
難波恭一　東京
成沢清　千葉
成谷勇　東京
二階堂健　宮城
西垣新七　愛知
西川平一　東京
西村善輝　石川
西脇寛二郎　兵庫
西沢竹蔵　東京
野村定五郎　神奈川
野中直一　東京
野沢広　東京
小畑巌三郎　東京

医

前崎正雄　鹿児島
牧野鉄彌　愛知
真砂野圭　東京
増住一男　北海道
松田秀男　熊本
松井幹愛　福岡
松井卯吉　新潟
松信弘毅　千葉
松尾清英　埼玉
松本吉三郎　大阪
松井喬　岡山
松井正雄　兵庫
松原積之助　三重
松本静一　新潟
松岡杉高　石川
松崎八三郎
松田正直三　重
深津清愛　知
福原敬栃　木
船橋定吉　愛知
古川勝彦　栃木
古蘭孝　鹿児島
二見仙太郎　神奈川
後藤秀四郎　千葉
後藤元治　神奈川
後藤静男　埼玉
浜口鶴松　東京
原久松　愛知
原田文夫　宮城
服部敬三　東京
早川鯉三郎　新潟
林寛三　静岡
日比野政吉　岐阜
樋口俊　東京
日置勝　東京
日野梅三郎　愛媛
本多重平　愛知
本田倉次郎　京都
平野克己　大分
平野一　広島
広瀬英吉　静岡
日野原齊　兵庫
市川一郎　山口
星野胞治　栃木
堀好和三　重
本多貞晴　栃木
本間力彌　宮城
木川治郎　兵庫
木村清　静岡
木村元吉　埼玉
本山友吉　佐賀
南岩手
村松清作　静岡
村上正路　宮城
村岡利三郎　山口
永井武一　静岡
永島利朗　神奈川
中川茂雄　愛知
中原政次　東京
中平勇吉　長野
中島鉄也　静岡
中村興麿　東京
中谷定之丞　京都
中山隆策　静岡
中里三樹三　東京
並河等　山形
直田久太郎　兵庫
成田喜代治　青森
根本荘
二ノ宮松美　大分
西上義郎　兵庫
西村善輝　石川
西野恒夫　石川
西吉静太郎　京都
西脇寛二郎　兵庫
西沢竹蔵　東京
野村定五郎　神奈川
野中直一　東京
野沢広　東京
小畑巌三郎　東京

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

号外

昭26.10.25.

主

| | | |

昭26.10.25.

技			
寺川勝馬	福岡	谷元五郎	奈良
谷本義夫	香川	谷沢一郎	広島
香川隆次郎	東京	谷口誠之	岡山
時津実作	岡山	戸枝壮松	静岡
宮崎亮石	香川	東郷四郎	神奈川
戸田部彦三	熊本	東浅間徳太郎	岡山
手島茂香	熊本	藤間寛理策	新潟
富樫通一	愛媛	富永信栄	鳥取
富沢源太郎	福岡	外山太健	愛媛
豊田鋪猶	高知	豊永信三	愛媛
利岡良夫	鹿児島	豊島健二	愛媛
戸沢正夫	東京	戸塚辰夫	岐阜
土倉三男	埼玉	土屋育益	和歌山
津川直正	長野	辻本隼夫	和歌山
辻野久吉	東京	津山一郎	兵庫
常岡健二	兵庫	恒屋瀬元	東京
渡辺武彦	東京	角田重雄	東京
渡辺八郎	岡山	恒岡徳次	高知
柳沼信太郎	愛知	矢川武次郎	和歌山
山田一郎	静岡	渡辺龍雄	宮城
山田定二	愛知	若林喜夫	島根
山地四郎	京都	和田敏道	大阪
山際英治	新潟	浦井寅隆	福井
山田一郎	岡山	浦本秀三郎	熊本
山名順圭	神奈川	臼井幸之丞	佐賀
山本道二	京都	三浦熊雄	東京
山本精三	東京	若杉繁好	宮城
山本和歌	山口	上田多作	大阪
上田半蔵	東京	上田武彦	鹿児島
内山新平	埼玉	内田武明	静岡
津之江元	東京	津留久治	三重
槙林修平	東京	槙松茂一	佐賀
梅沢鑿	東京	卯野誠忠	三重
浦井秀雄	東京	浦井隆	福井
浦本三郎	熊本	浦宮次郎	熊本
臼井幸之丞	佐賀	浦井寅隆	福井
繁好光	宮城	和田敏道	大阪
渡辺光	静岡	若曾根昌夫	島根
渡辺八郎	東京	矢川武次郎	和歌山
渡瀬八郎	岡山	矢口英治	新潟
柳沼信太郎	愛知	矢口良雄	宮城
山田一郎	岡山	矢口昇	兵庫
山田定二	愛知	健市北海道	北海道
山地四郎	京都	山際礼治	和歌山
山際東二郎	山口	山際義明	和歌山
山本精三	東京	山本林吾	福岡
山本道二	京都	山中良輔	埼玉
山名順圭	神奈川	山科他喜雄	大分
山口定二	知高	山内豊秋	高知
山崎直篤	東京	山治郎	岡山
山崎誠八	千葉	山崎光喜雄	埼玉
山浦豊	福岡	山下定二	知高
山口勇	岡山	矢野其作	佐賀
矢野柳沢	岐阜		

医			
佐藤政治	東京	矢野寅雄	福岡
佐藤貫一	愛知	安田勝治	岡山
佐藤源之助	東京	安田錦三郎	東京
佐藤伴蔵	神奈川	安岡寛	東京
佐瀬俊達	千葉	山崎鹿之助	北海道
佐々木義敏	熊本	山崎豊	大分
佐々木常宮	宮城	山田健助	山口
佐々木清四郎	宮城	横田重雄	岡山
佐々木郁藤	福島	横山彰太郎	新潟
佐々木猿田	茂夫 北海道	横山彰	東京
佐野富三	愛知	横山紋彦実	東京
佐野大介	神奈川	横浜慶二郎	北海道
佐野幸直	東京	横浜直介	東京
桜井昌夫	東京	吉原斎雄	東京
桜井秀三郎	茨城	吉井誠貞	東京
桜井国平	長野	吉村右一	東京
桜井卓助	福島	吉村康	東京
桜井清次郎	岡山	吉本長積	東京
坂梨健	東京	米倉冬蔵	神奈川
坂本豊彦	広島	米沢進太郎	東京
坂本長司	千葉	米沢秀三	東京
坂本守顕	大阪	米沢直信	東京
坂上良三	東京	米沢成雄	東京
坂口進	岡山	米沢広	東京
坂口鉄男	福岡	米田健助	山口
坂口呈次郎	東京	米田銀三郎	東京
坂口重雄	東京	米田智伝	岡山
神谷重雄	東京	米田寛	東京
酒井秀男	大阪	米田錦治	岡山
酒井重雄	新潟	米田銀三郎	東京
酒井幸之助	兵庫	米田寛	東京
酒井純義	鹿児島	米田錦治	岡山
酒井秀男	大阪	米田銀三郎	東京
酒井重雄	新潟	米田寛	東京
酒井豊吉	愛知	米田錦治	岡山
酒井和歌山	和歌山

昭26.10.25.

正	誤
一、昭和二十六年八月十五日附官報号外指定理由取消公告第二号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	古谷　茂　古谷　正
一　三	肥田　鎮夫　肥田　鎮夫
二　一	森田　浩治　森田　浩治
三　十三	坂田　恭　坂田　泰
二、同年同日附官報号外指定理由取消公告第二号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	佐藤　登一　佐渡　正一
一　三	末倉　雄吉　米倉　雄吉
二　一	西村　国包　西村　国包
四　一	菊地　徳蔵　菊地　徳蔵
四、同年九月五日附官報号外指定理由取消公告第四号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
三　一	村中　璽　村中　正
二　一	相磯　正已　相磯　正已
二　二	深原　浦美　藤原　浦美
二　三	荻　良秀　荻　昌造
二　四	大島　良秀　大島　良秀
二　五	城口　正雄　城口　正雄
三　一	山本　清治　山本　清市
五　三	大村　学　大村　栄
五　三	塩田　鹿三　塩田　鹿三
六　一	荒井富次雄　荒井富次雄
七　四	北村　基代　北村　基武
一一　一	丸山　一男　丸山　一雄
一一　二	神奈川　英男　神奈川　秀男
一二　一	西田　洲之内宣佑　西田　洲之内宣佑
一二　二	高瀬　美主　高瀬　美主
一二　三	吉永　吉之　吉永　吉之
一二　四	永山政二郎　永山政三郎

正	誤
二、八	吉田　賢二　吉田　賢次
二、一	篠原　憲一　篠原　正一
二、七	天野　守矢　天野　守矢
五、同年九月十日附官報号外指定理由取消公告第五号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
二　二	瀬戸　第一　瀬古　第一
二　三	篠浦　憲一　篠浦　憲一
二　四	田中　正夫　田中　正夫
二　七	猿井　孝雄　猿井　孝雄
三　一	吉住　菊治　吉住　菊治
三　三	松越　忠章　松越　忠章
三　四	篠崎　礒次　篠崎　礒次
四　一	飯泉　真厚　飯泉　真厚
四　二	相沢　芳　会沢　芳
七　一	秋山精三助　秋山精之助
七　二	渥美　末雄　渥美　末男
六、同年九月十五日附官報号外指定理由取消公告第六号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	福井　輝蔵　福井　輝雄
一　三	岩上　磊　石上　磊
一　四	松藤　国光　松前　国光
二　二	西方　京一　西方　京一
二　四	山口　英治　山口　英治
三　一	逢生　辰喜　逢生　辰喜
四　一	古谷　賢城　古谷　堅城
六　一	岩田　修二　岩田　修二
七　四	中山　政孝　中山　脩二
一一　一	高橋壮之介　高橋壮之介
一四　一	土屋　重郎　土屋　重朗
一五　二	鈴木　譲　鈴木　譲
七、同年十月五日附官報号外指定公告第三号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	古潮　季秀　古潮　貴季
一段「古潮　季秀」を「古潮　貴季」に、二頁三段「曾木　欣一」を「増木　欣一」に改める。	
一頁五段「石田　昌男　静岡、二頁二段「静銀　滋賀、小原　正大　熊本に、三頁二段「波部俊太郎　兵庫、三頁五段下欄「末藤　知文　大阪」、四頁一段「高藤一石川、竹間　光夫　東京」四頁二段「富田　善雄　香川、四頁四段「山崎剛太郎　東京」を削除する。	
八、同年十月十日附官報号外指定理由取消公告第八号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	藤一石川、竹間　光夫　東京一四頁
二段「富田　善雄　香川、四頁四段「山崎剛太郎　東京」を削除する。	

正	誤
頁　段	誤　正
一　二	篠浦　憲一　篠浦　憲一
一　三	田中　正夫　田中　正夫
一　四	猿井　孝雄　猿井　孝雄
一　七	吉住　菊治　吉住　菊治
二　一	松越　忠章　松越　忠章
二　二	篠崎　礒次　篠崎　礒次
二　四	飯泉　真厚　飯泉　真厚
二　七	会沢　芳　会沢　芳
三　一	秋山精之助　秋山精三助
三　二	渥美　末雄　渥美　末男
六、同年九月十五日附官報号外指定理由取消公告第六号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　一	福井　輝蔵　福井　輝雄
一　二	石上　磊　石上　磊
一　三	松前　国光　松藤　国光
一　四	西方　京一　西方　京一
二　一	山口　英治　山口　英治
二　二	逢生　辰喜　逢生　辰喜
二　三	古谷　堅城　古谷　賢城
二　四	岩田　修二　岩田　修二
三　一	中山　政孝　中山　脩二
三　二	高橋壮之介　高橋壮之介
三　三	土屋　重朗　土屋　重郎
三　四	鈴木　譲　鈴木　譲
七、同年十月五日附官報号外指定公告第三号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	古潮　季秀　古潮　貴季
一段「古潮　季秀」を「古潮　貴季」に、二頁三段「曾木　欣一」を「増木　欣一」に改める。	
一頁五段「石田　昌男　静岡、二頁二段「静銀　滋賀、小原　正大　熊本に、三頁二段「波部俊太郎　兵庫、三頁五段下欄「末藤　知文　大阪」、四頁一段「高藤一石川、竹間　光夫　東京」四頁二段「富田　善雄　香川、四頁四段「山崎剛太郎　東京」を削除する。	
八、同年十月十日附官報号外指定理由取消公告第八号中左の通り訂正する。	
頁　段	誤　正
一　二	藤一石川、竹間　光夫　東京一四頁
二段「富田　善雄　香川、四頁四段「山崎剛太郎　東京」を削除する。	

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年押第六七号（長野敏明外二名窃盗被告事件）

一、立会料金　百六十五円

三、同　四十七円

小林区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第四五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価代金　二百二十七円七十一銭

○昭和二十六年押第三一二号（水谷良雄外一名強盗殺人事件）

一、風呂敷　六枚

○同押第八一号（渡辺昌一窃盗等事件）

一、緋縮緬女帯　一本

○同押第一四一号（基山一郎窃盗事件）

一、帳簿　六冊

○同押第六一八号（泉克己住居侵入事件）

一、桐平下駄　一足

一、白タオル　一枚

一、人絹風呂敷　一枚

○昭和二十二年押第四六一号（泉克己強盗傷人事件）

一、鞄　一個

一、帽子　一個

一、雑嚢　一個

一、靴（黒）　一足

一、靴（赤）　一足

○昭和二十三年押第六五三号（安東淵墓臘製こん棒事件）

一、紙片　一枚

○同押第七〇〇号（高田泰三詐欺等事件）

一、契約書　一通

○同押第七三二号（山本茂外二名窃盗等事件）

一、短靴　一足

○昭和二十四年押第一四号（滑水春日外十名傷害致死事件）

一、男下駄　七足

一、女下駄　三足

一、庫裏草履　四足

一、革製スリッパ　二足

一、片足下駄　二箇

一、キセル　一本

一、刀の柄　一個

一、国防色戦斗帽　一箇

一、錫の柄　一箇

一、黒鞄　二箇

一、こも　二枚

一、手とび　一本

同　二本

一、扇子　一本

一、下駄　一足

○同押第四一号（羅燻権外二名傷害事件）

一、棒　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

一、右同　一本

出刃庖丁　一丁

○同押第六四号（松山　こと朴洙鎮強盗、逃走等事件）

一、風呂敷　一枚

一、緋縮緬女帯　一本

○同押第一一二号（松下次郎吉外三名殺人等事件）

一、小型懐中電燈　一個

一、木ネジ廻し　一本

一、ペンチ　一個

一、小袋（約二斗）　二嚢

岡山地方検察庁津山支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第七四号（松本治郎食糧管理法違反事件）

一、米等換価金　二六六七円

八屋区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第一三一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　千八百八十九円

○同保第八三号（田代きく同）

一、同　千六百九円

○同領第一一〇号（氏名不詳同）

一、手袋　一個

○同保第七三号（安東治同）

一、換価金　千三百四十六円

○同保第八七号（江崎信雄同）

一、同　千二百五十三円

○同保第一七号（松田むつ同）

一、同　千二百九十六円

北見区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一七三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、梃白米　換価金　五百十六円

二、袋　一枚

三、模様入風呂敷　一枚

四、朱模様風呂敷　一枚

厚木区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年押第四〇二号（向原政雄外一名窃盗事件）

一、ライター　一個

二、懐中電燈　一個

○同保第六四九号（同）　一、同　九百五十九円
○同保第六五〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六五九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六六九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六七九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六八九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第六九九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七〇九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七一九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七二九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七三九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七四九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七五九号（同）　一、同　千二百九十四円
○同保第七六〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七六九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七七九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七八九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第七九九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八〇九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八一九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八二九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八三九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八四九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八五九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八六九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八七九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八八九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第八九九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九〇九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九一九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九二九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九三九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九四九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九五九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九六九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九七九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九八九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第九九九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇〇九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇一九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇二九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇三九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇四九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇五九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇六九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇七九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇八九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九八号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一〇九九号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇〇号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇一号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇二号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇三号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇四号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇五号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇六号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇七号（同）　一、同　千四百三十八円
○同保第一一〇八号（同）　

○同保第七七七号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七七八号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七七九号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八〇号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八一号（同）
一、同一千一百九十九円
○同保第七八二号（同）
一、同一千二百九十四円
○同保第七八三号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八四号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八五号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八六号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八七号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八八号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七八九号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九〇号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九一号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九二号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九三号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九四号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九五号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九六号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九七号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第七九八号（同）
一、同一千六百九十九円
○同保第七九九号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇〇号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇一号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇二号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇三号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇四号（同）
一、同一千四百三十八円

○同保第八〇五号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇六号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇七号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇八号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八〇九号（同）
一、同一千四百三十八円
○同保第八一〇号（同）
一、同一千四百三十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
小千谷区検察庁
○昭和二十六年第三五八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　八八〇円
○同第三五九号（同）
一、同　三一一円
○同第三六五号（同）
一、同　五八二円
○同第三六六号（同）
一、同　七一七円
○同第三七二号（同）
一、同　三二四円
○同第三七三号（同）
一、同　〇〇四円
○同第三七四円
一、同　〇〇四円
○同第三七八号（小林竹次同）
一、同　二三一円
○同第三七九号（鈴木朔人同）
一、同　二七七円
○同第三八二号（被疑者不詳同）
一、同　六七〇円
○同第三九二号（山本光男同）
一、同　二四八七円
○同第三九五号（田中与平治同）
一、同　八六五円
○同第三九八号（被疑者不詳同）
一、同　七〇〇円
○同第三九九号（同）
二、リックサック　一
○同第四〇〇号（同）
一、同第四〇一号（同）
一、一二三円
○同第四〇二号（同）
一、同　三六五円
○同第四〇三号（同）
一、同　四一〇円
○同第四〇四号（同）
一、同　六五八円
○同第四〇五号（同）
一、同　五四八円
○同第四〇六号（同）
一、同　七六七円
○同第四〇七号（同）
一、同　八三九円
○同第四〇八号（同）
一、同　八三九円
○同第四〇九号（同）
一、換価金　八三九円
二、リックサック　一
三、弁当箱　一
○同第四一〇号（同）
一、換価金　八四四円
○同第四一一号（同）
一、同　四一円
○同第四一二号（同）
一、同　八九二円
二、リックサック　一
○同第四一三号（同）
一、換価金　九四六円
○同第四一四号（同）
一、同　三七九円
○同第四一五号（同）
一、同　六六二円
二、リックサック　一
○同第四一六号（同）
一、換価金　六六二円
○同第四一七号（同）
一、同　六五五円
二、リックサック　一
三、弁当箱　一
○同第四一八号（同）
一、換価金　七五七円
二、リックサック　一
三、雨外被　一
○同第四一九号（同）
一、換価金　九四六円
二、リックサック　一
○同第四二〇号（同）
一、換価金　一、〇四〇円
○同第四二一号（同）
一、同　九九三円
○同第四二二号（同）
一、同　九九三円
○同第四二三号（同）
一、同　九四六円
○同第四〇〇号（同）
一、同第四〇一号（同）
一、一二三円
○同第四〇二号（同）
一、同第四〇三号（同）
一、同　四一〇円
○同第四〇四号（同）
一、同　六五八円
○同第四〇五号（同）
一、同　五四八円
○同第四〇六号（同）
一、同　七六七円
○同第四〇七号（同）
一、同　八三九円
○同第四〇八号（同）
一、同　八九二円
○同第四〇九号（同）
一、換価金　八三九円
二、リックサック　一
三、弁当箱　一
○同第四一〇号（同）
一、換価金　八四四円
○同第四一一号（同）
一、同　四一円
○同第四一二号（同）
一、同　八九二円
二、リックサック　一
○同第四一三号（同）
一、同　九四六円
○同第四一四号（同）
一、同　三七九円
○同第四一五号（同）
一、同　六六二円
○同第四一六号（同）
一、換価金　六六二円
○同第四一七号（同）
一、同　六五五円
二、リックサック　一
三、弁当箱　一
○同第四一八号（同）
一、換価金　七五七円
二、リックサック　一
三、雨外被　一
○同第四一九号（同）
一、換価金　九四六円
二、リックサック　一
○同第四二〇号（同）
一、換価金　一、〇四〇円
○同第四二一号（同）
一、同　九九三円
○同第四二二号（同）
一、同　九九三円
○同第四二三号（同）
一、同　九四六円
○同第四〇〇号（同）
一、同第四〇一号（同）
一、一二三円
○同第四〇二号（同）
一、同第四〇三号（同）
一、同　四一〇円
○同第四〇四号（同）
一、同　六五八円
○同第四〇五号（同）
一、同　五四八円
○同第四〇六号（同）
一、同　七六七円
○同第四〇七号（同）
一、同　八三九円
○同第四〇八号（同）
一、同　八九二円
○同第四〇九号（同）
一、換価金　八三九円
二、リックサック　一
三、弁当箱　一
○同第四一〇号（同）
一、換価金　八四四円
○同第四一一号（同）
一、同　四一円
○同第四一二号（同）
一、同　八九二円
二、リックサック　一
○同第四一三号（同）
一、同　九四六円
○同第四一四号（同）
一、同　三七九円
○同第四一五号（同）
一、同　六六二円
二、リックサック　一